

障害者基本計画の推進状況

～平成19年度～

1	啓発・広報	P	1
2	生活支援	P	6
3	生活環境	P	2 2
4	教育・育成	P	2 8
5	雇用・就業	P	3 5
6	保健・医療	P	4 6
7	情報・コミュニケーション	P	5 5
8	国際協力	P	6 3

分野別施策			推進状況
1 啓発・広報			
啓発・広報活動の推進	<p>1 共生社会の理念の普及を図るため、行政はもとより企業、NPO等民間団体との連携による啓発活動を推進するとともに、インターネット上に障害者理解のためのホームページを作成するなどITを積極的に活用し国民理解の推進を図る。</p> <p>2 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアの協力を得て、国民理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施する。</p> <p>3 障害者の日、障害者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p>	<p>全省庁</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>全省庁</p>	<p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「意識啓発推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。</p> <p>内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。</p> <p>平成16年度、共生社会を推進するためのパネル「うれしいキモチ」「うれしいカタチ」を作成し、障害者週間にパネル展示したほか、CD-ROMにより全都道府県・指定都市へ配布。さらに、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>平成16年8月及び12月、効果的な啓発内容の検討の参考とするため、内閣府ホームページを通じて広く国民から意見募集を実施。</p> <p>平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、連合大阪及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。</p> <p>平成16年12月9日に開催した「障害者週間の集い」において、「共生社会における企業と障害者」をテーマとしたシンポジウムを開催し、企業団体の協力を得て作成した「障害者に係る企業の取組事例集」を配布。</p> <p>平成17年12月6日に東京で開催した「障害者週間の集い」において、企業・団体の協力のもと「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした就労支援について考えるシンポジウムを開催。12月8日には大阪で、関西経済4団体などで構成する障害者週間協賛行事大阪実行委員会との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、障害のある人の社会参加促進のための行政、企業、民間団体等の役割のあり方に関するシンポジウム開催。</p> <p>平成19年度の障害者週間中央行事として、省庁・障害者関係団体等が交替で3日間連続でセミナー等を実施する「障害者週間連続セミナー」を平成18年度に引き続き実施。また、東京で財団法人日本障害者リハビリテーション協会と共催で、アジア太平洋における日本の障害者支援活動についてのシンポジウムを開催するとともに、大阪で地元経済団体と共催で「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」テーマに障害者の自立と就労、社会参加を支援するシンポジウム等を開催。</p> <p>障害者週間事業の広報効果を高めるため、平成17年度から、財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金の協力を得て、同協会のホームページ上に、障害者週間前後の一定期間、「障害者週間キャンペーン事業」ホームページを開設し、民間の関係団体等における独自の障害者関係行事、広報・啓発活動を一元的に登録・公開（平成19年度は総数約200件）。</p> <p>テレビ・ラジオ・定期刊行物等を通じて政府広報を実施し、共生社会の理念を国民に普及。</p> <p>季刊誌「特別支援教育」や文部科学省HPを通じて、国民に特別支援教育について情報を提供。</p> <p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本的理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、平成16年12月、障害者施策推進本部において「『障害者週間』の実施について」を決定。各省庁は、障害者基本法及びこの推進本部決定に基づき、国民生活への差別禁止理念の徹底に向け、関係団体との連携も含め障害者週間にふさわしい行事等の実施に努めるなど、一層の啓発活動を推進。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
	内閣府	<p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成17年度以降においては、「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたことを踏まえ、事業を充実。</p> <p>(平成16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月9日、東京で「障害者週間の集い」を開催。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施。 「障害者週間のポスター」の優秀作品や、共生社会「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」についてのパネルの展示等を実施。 <p>(平成17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月3日から5日までの3日間、東京で障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 平成17年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした講演とシンポジウムを開催。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 12月3日には東京で、11日には大阪で、「手話」をまじえて歌う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートを開催。 このほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室や障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催するとともに、全国の障害者週間行事を一括して紹介するホームページを開設。 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年12月3日、東京で、町内会や商店街等の身近な地域社会において、障害のある人となない人の共生に成功している事例報告をもとに共生社会の実現に向けた今後の課題と方策を探るシンポジウムを開催。 平成18年12月4日から5日までの2日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 平成18年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、知的障害のある人とその家族の生活をテーマとしたドキュメンタリー映画「ありがとう」の上映と同映画監督による講演を実施。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 平成18年12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 平成18年12月4日、7日及び8日の3日間、小、中学校において、障害当事者によるバリアフリーコンサートを開催。 <p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月6日、東京で「アジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)中間年を記念して「障害者週間の集い」を開催し、障害者関係功労者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。 平成19年12月3日、東京でアジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)中間年記念シンポジウムを開催し、アジア太平洋における日本の障害者支援活動について討議等を実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>・平成19年12月 3日から 5日までの3日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。</p> <p>・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、宮城、長野、京都、広島、福岡で実施。</p> <p>・平成19年12月 4日、大阪において障害者と社会、地域のつながりを考えるためのシンポジウムを開催。</p> <p>・平成19年12月 9日、宮城県において障害のある人もない人も共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害のある人や障害に対する理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2007を開催。</p> <p>「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を「障害者白書」として刊行。</p> <p>平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、大阪連合及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。</p> <p>バリアフリー化の推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー化推進功労者表彰」を実施。</p> <p>平成16年8月17日、18日、内閣府、兵庫県、神戸市の共催により、「ユニバーサルデザイン全国大会」を開催。</p> <p>法務省 人権週間（毎年12月4日～12月10日）の強調事項の一つとして、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を掲げ、講演会・映画会などの開催、ポスターやパンフレット等の作成・配布、テレビ・ラジオ等の各種マスメディアの使用などを通じて、広く国民一般を対象として、啓発活動を展開。</p> <p>文部科学省 障害者週間の一環として、文部科学省特別支援教育課が所管する独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。）の主催により、一般の方々を対象に障害についての意識・理解を深めるため、以下のキャンペーン事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NISE障害者週間2006（共生社会をつくるために～障害のある子どもの教育の視点から～）」（平成18年12月4日・東京都） ・「NISE障害者週間2007体験学習会（発達障害児ってどんな子ども？～疑似体験からさぐる理解と支援～）」を開催（平成19年12月4日・東京都） <p>保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、年度に1回、特別支援教育全国フォーラムを開催。（平成18年度～）</p> <p>厚生労働省 障害者週間の中央行事のひとつとして「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。（平成19年12月6日）</p> <p>精神保健福祉普及運動を開催。（平成19年10月22日～10月28日、平成18年10月23日～29日、厚生労働省・都道府県・指定都市）</p> <p>精神保健福祉全国大会を開催。（平成19年10月26日・富山県富山市、平成18年10月24日・千葉県千葉市）</p> <p>文部科学省 障害者への理解を深めるなどの観点から障害者との交流を位置づけた学習指導要領を実施。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																																												
福祉教育等の推進	<p>4 交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。</p> <p>5 福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画等のライブラリーの充実等により、社会一般の理解を深めるとともに、福祉事務所、更生相談所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>「豊かな体験活動推進事業」において、交流体験等の体験活動を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>推進校指定数</td> <td>805校</td> <td>806校</td> <td>929校</td> <td>923校</td> <td>1,171校</td> </tr> </table> <p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の児童生徒と地域の同世代の子どもや人々との交流に資するため、「交流教育ハンドブック」を作成。（平成15年度まで）</p> <p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）と小・中・高等学校との交流及び共同学習の実施に資するため、全国特別支援教育推進連盟に委嘱し、「交流及び共同学習事例集」を作成・配布。（平成18年度）</p> <p>特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。（平成20年度）</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者講習会を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>108人</td> <td>118人</td> <td>108人</td> <td>86人</td> <td>88人</td> </tr> </table> <p>特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）等の児童生徒が学校教育の一環として、小・中学校等の児童生徒と共に集団活動を行う交流学习に参加する場合に必要な交通費を補助。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度補助分)</td> <td>(平成16年度補助分)</td> <td>(平成17年度補助分)</td> <td>(平成18年度補助分)</td> <td>(平成19年度補助分)</td> </tr> <tr> <td>補助対象人数</td> <td>13,331人</td> <td>13,810人</td> <td>15,759人</td> <td>16,401人</td> <td>17,797人</td> </tr> </table> <p>様々な地域課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOをはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業」において、障害者に関連した39学級・講座を13都府県において実施。（平成15年度まで）</p> <p>精神保健福祉普及運動（平成19年10月22日～10月28日、平成18年10月23日～29日）を厚生労働省・都道府県・指定都市で実施。</p> <p>「障害に関する正しい知識の普及事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>59都道府県・指定都市</td> <td>58都道府県・指定都市</td> <td>57都道府県・指定都市</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	108人	118人	108人	86人	88人		(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)	補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
参加者数	108人	118人	108人	86人	88人																																										
	(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)																																										
補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																												
実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市																																												
公共サービス従事者に対する障害者理解の促進	6 障害者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の促進とその徹底を図る。	<p>全省庁</p> <p>警察庁</p>	<p>平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成17年4月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表。</p> <p>平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付して警察職員の障害をもつ人に関する理解を促進。</p>																																												

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																	
		<p>法務省</p> <p>矯正施設に勤務する職員、更生保護官署職員等を対象に、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解を促進。</p> <p>「人権に関する国家公務員等研修会（平成15年度前期）」において、「障害のある人の人権について」と題した講演会を実施。</p> <p>平成19年7月、日本司法支援センターにおいて、「高齢の方、障害のある方への接遇マニュアル」を作成し、全国の各地方事務所等に配布して、障害者に対する理解促進を図った。（平成19年度～）</p> <p>また、同センターでは、平成19年10月、中堅職員を対象に「高齢者・障害者等の接客」をテーマとした研修を実施するとともに、その研修内容をテキストとして編集し、全国職員に周知した。（平成19年度～）</p> <p>外務省</p> <p>外務省では、新入省員に対する研修の一環として、障害者理解の促進を含む人権問題についての講義を実施。</p> <p>財務省</p> <p>障害者に対する理解を促進、徹底するため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、接遇研修の実施、各種会議における説明、外部講師によるバリアフリー研修の実施、職員向け広報誌への啓発記事の掲載、啓発冊子の作成等の各種施策を実施。</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省本省職員及び文化庁本庁職員に対する各種研修において、障害者に関する理解の促進とその徹底を図るプログラムを実施。</p>																																		
ボランティア活動の推進	7 児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。	文部科学省	<p>「豊かな体験活動推進事業」において、障害者とのふれあい体験や自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>推進校指定数</td> <td>805校</td> <td>806校</td> <td>929校</td> <td>923校</td> <td>1,171校</td> </tr> </table> <p>「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」において、国民のボランティア活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び支援センターを整備・充実する事業を実施。（平成16年度まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的気運の醸成 全国フォーラムの開催（平成17年2月） ・推進体制の整備状況（委託件数） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> </tr> <tr> <td>協議会数</td> <td>国、43都道府県、1,101市町村</td> <td>国、43都道府県、1,018市町村</td> </tr> <tr> <td>支援センター数</td> <td>国、46都道府県、1,191市町村</td> <td>国、46都道府県、1,216市町村</td> </tr> </table> ・モデル事業実施件数（平成15年度限りの事業） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> </tr> <tr> <td>地域教育力活性化モデル事業</td> <td>789地域</td> </tr> <tr> <td>放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業</td> <td>246地域</td> </tr> </table> <p>「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を図る事業を実施。（平成17年度～平成18年度）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>475地域</td> <td>588地域</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		(平成15年度)	(平成16年度)	協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村	支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村		(平成15年度)	地域教育力活性化モデル事業	789地域	放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域		(平成17年度)	(平成18年度)	実施件数	475地域	588地域
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																															
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																															
	(平成15年度)	(平成16年度)																																		
協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村																																		
支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村																																		
	(平成15年度)																																			
地域教育力活性化モデル事業	789地域																																			
放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域																																			
	(平成17年度)	(平成18年度)																																		
実施件数	475地域	588地域																																		

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況												
		厚生労働省	<p>「ボランティア活動広報啓発・普及事業」において、国民に対する広報啓発や普及活動を実施（平成17年度～平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国フォーラムの開催（東京） 平成18年2月 ・地方フォーラムの開催（山口） 平成18年1月 ・広報啓発ポスターの作成・配布、ホームページの開設 <p>「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業（平成19年度）において、ボランティア活動をはじめとする様々な活動や、地域課題等を解決する取組などを通じ、地域や家族のきずなを深め、住民が学びあい、支えあう地域づくりを推進。</p> <p style="text-align: center;">（平成19年度）</p> <p>実施件数 577地域</p> <p>平成19年度から、ボランティア分野を含め、地域福祉の一層の推進を図るため、地方公共団体や民間団体等において、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的な取組である「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。</p> <p>ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体（企業含む）、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を実施。平成19年度は64名、143団体、13校に贈呈した。</p>												
2 生活支援															
利用者本位の生活支援体制の整備															
ア 身近な相談支援体制の構築	8 身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して、総合的な運営を図る。	厚生労働省	<p>地域の関係者によるネットワークとプロセスを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図るため、市町村に地域自立支援協議会を設置。</p> <p>障害のある人の地域移行や一般住宅への入居を推進するために居住サポート事業を実施。</p> <p>都道府県・指定都市において、平成15年度から「障害者ケアマネジメント体制支援事業」による「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置や、「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施を通じ、管内市町村におけるケアマネジメント体制の整備を実施。（平成17年度まで）</p> <p>平成18年度からは、都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行い、市町村において「地域自立支援協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。</p> <p>障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、相談支援事業を実施。（平成18年度から）</p> <p>身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業（市町村事業）、知的障害者及び障害児の相談支援を行う障害児（者）地域療育等支援事業（都道府県事業）を実施。（平成17年度まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">（平成15年度）</th> <th style="text-align: center;">（平成16年度）</th> <th style="text-align: center;">（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村障害者生活支援事業</td> <td style="text-align: center;">374か所</td> <td style="text-align: center;">413か所</td> <td style="text-align: center;">422か所</td> </tr> <tr> <td>障害児（者）地域療育等支援事業</td> <td style="text-align: center;">536か所</td> <td style="text-align: center;">578か所</td> <td style="text-align: center;">656か所</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所	障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）												
市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所												
障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所												

分野別施策	関係省庁	推進状況																																								
		<p>施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。(平成15年度～18年9月)</p> <table border="1" data-bbox="1484 315 2374 399"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>地域数</td> <td>62市町村</td> <td>74市町村</td> <td>110市町村</td> </tr> </table> <p>独立行政法人福祉医療機構において、福祉保健医療ならびに介護保険、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等における関連情報を提供するために、情報ネットワークシステム『WAM NET』(ワムネット)を構築し、情報化推進のための情報基盤として運用。</p> <p>在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成18年9月まで)</p> <table border="1" data-bbox="1484 693 2374 777"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>平成18年10月から在宅の障害児(者)及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害者相談支援事業を実施。</p> <p>身体障害者相談員及び知的障害者相談員等に対して研修を実施。 身体障害者相談員による相談の実施。 知的障害者相談員による相談の実施。 精神保健福祉相談員資格取得講習会の実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1071 2819 1155"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1県1市</td> <td>1県1市</td> <td>1県2市</td> <td>実施なし</td> <td>実施なし</td> </tr> </table> <p>精神保健福祉センターや保健所において心の健康問題について電話相談に応じている他、医師、保健師等を対象とした専門研修(思春期精神保健、PTSD)を実施。</p> <p>障害者からの電話相談に応じる「障害者110番」を全ての都道府県・指定都市において実施(平成18年9月まで)。</p> <p>精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々に対し、「いのちの電話」において24時間体制で電話による相談を実施。</p> <p>平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1533 2819 1617"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> </table> <p>各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</p> <p>児童相談所では、連絡会議や事例検討会を通じて様々な分野の機関と連携を図るとともに、各機関と連携。また、専門的な指導を受ける機会が十分でない地域の在宅障害児に対する指導を強化するため在宅障害児に対する相談・指導を実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	地域数	62市町村	74市町村	110市町村		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	事業数	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																							
地域数	62市町村	74市町村	110市町村																																							
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																							
事業数	536か所	578か所	656か所																																							
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし																																					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																					
<p>9 利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者に関する情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。</p>	厚生労働省																																									
<p>10 家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。</p>	厚生労働省																																									
<p>11 障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。</p>	厚生労働省																																									
<p>12 24時間体制の電話相談等を普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討する。</p>	厚生労働省																																									
<p>13 難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努める。</p>	厚生労働省																																									
<p>14 児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と、地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。</p>	厚生労働省																																									

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																						
イ 権利擁護の推進	15 障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。	法務省	<p>保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。</p> <p>保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成14年度)</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,151,485件</td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>296,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> </tr> </tbody> </table> <p>成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についてのQ&Aのコーナーを設けて成年後見制度等を周知。</p>		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件	精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件	
			(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																	
		精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件																	
精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件																			
厚生労働省	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するための「日常生活自立支援事業」(「地域福祉権利擁護事業」から平成19年度に名称変更)を福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に関する相談件数</td> <td>23万件</td> <td>30万件</td> <td>40万件</td> <td>53万件</td> <td>70万件</td> </tr> <tr> <td>事業の利用契約締結数</td> <td>6,300名</td> <td>6,500名</td> <td>7,200名</td> <td>7,600名</td> <td>8,500名</td> </tr> <tr> <td>事業の実利用者数</td> <td>11,198名</td> <td>14,720名</td> <td>18,385名</td> <td>21,904名</td> <td>25,522名</td> </tr> </tbody> </table> <p>成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施。</p> <p>平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件	事業の利用契約締結数	6,300名	6,500名	7,200名	7,600名	8,500名	事業の実利用者数	11,198名	14,720名	18,385名	21,904名	25,522名
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件																				
事業の利用契約締結数	6,300名	6,500名	7,200名	7,600名	8,500名																				
事業の実利用者数	11,198名	14,720名	18,385名	21,904名	25,522名																				
法務省	<p>成年後見登記制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。(平成16年度～)</p>																								
ウ 障害者団体や本人活動の支援	16 障害者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。	厚生労働省	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送れることを支援するため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方々の権利擁護に資することを目的とする日常生活自立支援事業を都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等において実施。</p> <p>平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</p>																						
		厚生労働省	<p>平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</p>																						
ウ 障害者団体や本人活動の支援	17 当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。	厚生労働省	<p>平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</p>																						
		厚生労働省	<p>障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者を代表するもの」として、障害者団体より4名を委員として任命し、障害者の意見を反映。</p> <p>障害福祉サービスの新たな制度や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく事項等を調査審議する社会保障審議会障害者部会において、障害当事者を委員に任命。</p>																						

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																						
	19 ボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けられる体制の整備を検討する。	厚生労働省	<p>障害者（児）の地域生活の充実を図る方策を検討する「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」（平成16年度まで）及び精神保健福祉施策の課題に対応するため「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、障害当事者が委員、オブザーバーとして参加、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>障害者に対してパソコンの使用方法等を教える人材（パソコンボランティア）の養成を実施。（パソコンボランティアの養成は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>29都道府県</td> <td>28都道府県</td> </tr> </table>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県																																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																				
実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県																																																																				
	20 障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援する。	厚生労働省	<p>障害者等が行うボランティア活動の支援等を行う「ボランティア活動支援事業」を実施。（ボランティア活動支援事業は、平成18年10月から市町村地域生活支援事業として実施。）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>44都道府県・137市町村</td> <td>43都道府県・136市町村</td> <td>42都道府県・127市町村</td> <td>117市町村</td> <td>156市町村</td> </tr> </table>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村																																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																				
実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村																																																																				
在宅サービス等の充実 在宅サービスの充実	21 ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。	厚生労働省	<p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p> <p>在宅サービス整備状況（一部、平成18年度より新サービス体系へ移行している。）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパー</td> <td>53,771人</td> <td>86,002人</td> <td>110,636人</td> <td>平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>5,828人</td> <td>7,849人</td> <td>8,994人</td> <td>平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デイサービス</td> <td>1,806か所</td> <td>2,162か所</td> <td>2,506か所</td> <td>平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児通園事業 (児童デイサービス)</td> <td>10,674人分</td> <td>12,949人分</td> <td>15,556人分</td> <td>平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td>23,949人分</td> <td>27,956人分</td> <td>34,085人分</td> <td>平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【訪問系】</td> </tr> <tr> <td>・居宅介護等</td> <td>3,164,123時間</td> <td>3,263,099時間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【日中活動系等】</td> </tr> <tr> <td>・生活介護</td> <td>250,556人日</td> <td>773,950人日</td> </tr> <tr> <td>・自立訓練 (機能訓練)</td> <td>11,537人日</td> <td>24,441人日</td> </tr> <tr> <td>・自立訓練 (生活訓練)</td> <td>36,926人日</td> <td>95,035人日</td> </tr> <tr> <td>・就労移行支援</td> <td>62,255人日</td> <td>190,924人日</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援 A型</td> <td>29,264人日</td> <td>75,880人日</td> </tr> <tr> <td>・就労継続支援 B型</td> <td>165,255人日</td> <td>532,610人日</td> </tr> </table>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)		ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	平成18年度より新サービス体系へ移行。		ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	平成18年度より新サービス体系へ移行。		デイサービス	1,806か所	2,162か所	2,506か所	平成18年度より新サービス体系へ移行。		障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674人分	12,949人分	15,556人分	平成18年度より新サービス体系へ移行。		グループホーム	23,949人分	27,956人分	34,085人分	平成18年度より新サービス体系へ移行。		障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度)		(平成19年度)	【訪問系】			・居宅介護等	3,164,123時間	3,263,099時間	【日中活動系等】			・生活介護	250,556人日	773,950人日	・自立訓練 (機能訓練)	11,537人日	24,441人日	・自立訓練 (生活訓練)	36,926人日	95,035人日	・就労移行支援	62,255人日	190,924人日	・就労継続支援 A型	29,264人日	75,880人日	・就労継続支援 B型	165,255人日	532,610人日
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																																																					
ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	平成18年度より新サービス体系へ移行。																																																																					
ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	平成18年度より新サービス体系へ移行。																																																																					
デイサービス	1,806か所	2,162か所	2,506か所	平成18年度より新サービス体系へ移行。																																																																					
障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674人分	12,949人分	15,556人分	平成18年度より新サービス体系へ移行。																																																																					
グループホーム	23,949人分	27,956人分	34,085人分	平成18年度より新サービス体系へ移行。																																																																					
障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度)		(平成19年度)																																																																							
【訪問系】																																																																									
・居宅介護等	3,164,123時間	3,263,099時間																																																																							
【日中活動系等】																																																																									
・生活介護	250,556人日	773,950人日																																																																							
・自立訓練 (機能訓練)	11,537人日	24,441人日																																																																							
・自立訓練 (生活訓練)	36,926人日	95,035人日																																																																							
・就労移行支援	62,255人日	190,924人日																																																																							
・就労継続支援 A型	29,264人日	75,880人日																																																																							
・就労継続支援 B型	165,255人日	532,610人日																																																																							

分野別施策		関係省庁																		
イ 住居の確保			<table border="1"> <tr> <td>・児童 デイサービス 202,111人日</td> <td>222,165人日</td> </tr> <tr> <td>・短期入所 151,961人日</td> <td>163,950人日</td> </tr> <tr> <td>・療養介護 2,006人</td> <td>1,970人</td> </tr> </table> <p>各サービスの数値は、平成20年3月の月間の数値である。</p>	・児童 デイサービス 202,111人日	222,165人日	・短期入所 151,961人日	163,950人日	・療養介護 2,006人	1,970人											
	・児童 デイサービス 202,111人日	222,165人日																		
	・短期入所 151,961人日	163,950人日																		
	・療養介護 2,006人	1,970人																		
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児(者)通園事業</td> <td>212か所</td> <td>231か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>260か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>3,890人分</td> <td>4,172人分</td> <td>4,567人分</td> <td>4,711人分</td> <td>4,463人分</td> </tr> </table> <p>福祉ホームについては、一部、新体系サービスに移行</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	重症心身障害児(者)通園事業	212か所	231か所	245か所	263か所	260か所	福祉ホーム	3,890人分	4,172人分	4,567人分	4,711人分
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)															
重症心身障害児(者)通園事業	212か所	231か所	245か所	263か所	260か所															
福祉ホーム	3,890人分	4,172人分	4,567人分	4,711人分	4,463人分															
22 ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。	厚生労働省	<p>ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO法人等多様な主体による事業の実施が可能。</p> <p>介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修事業」の実施。</p> <p>新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。(平成18年度まで)</p> <p>難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。</p>																		
23 豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図る。	厚生労働省	<p>地域の実情等に応じて、デイサービスをより身近な地域で利用できるよう、学校の空き教室をデイサービスセンター等へ転用することが可能。</p>																		
24 重症心身障害児(者)通園事業については、充実を図る。	厚生労働省	<p>在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る「重症心身障害児(者)通園事業」を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>212か所</td> <td>231か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)															
箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所															
25 障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。	厚生労働省	<p>障害福祉計画に基づき、グループホーム及び福祉ホーム等を計画的に整備。(平成18年度より新サービス体系に移行している。)</p>																		

分野別施策		関係省庁	推進状況				
ウ 自立及び社会参加の促進	26 地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動等の推進を図る。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、更なる拡充を図る。	国土交通省	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	障害者自立支援法 新サ - ビス体系 (平成18年度) (平成19年度) 【居住系】 ・共同生活援助 共同生活介護 37,499人 42,027人 (各サービスの数 値は平成20年3月 の月間の数値)
			身体障害者福祉ホーム 798人分	791人分	866人分	平成18年度	
			精神障害者福祉ホーム 3,092人分	3,381人分	3,701人分	より、新サー	
			知的障害者グループホーム 17,578人分	20,697人分	25,592人分	ビス体系へ移	
			精神障害者グループホーム 6,371人分	7,259人分	8,493人分	行。	
			公営住宅においては、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項においてグループホームとして使用することが可能。				
			(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)
			公営住宅のグループホームの実績	342戸	400戸	459戸	545戸 642戸
		厚生労働省	在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に行う障害者相談支援事業を実施。				
			社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」を実施。(平成15年度～平成19年度)				
			都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。(平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。)				
			(1)都道府県				
			(平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加促進事業として実施していた都道府県・政令都市数)				
			(平成18年10月から：都道府県地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数)				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			点字による即時情報ネットワーク事業	52か所	53か所	54か所	43か所 43か所
			字幕入り映像ライブラリー事業	59か所	59か所	59か所	45か所 47か所
			点字・声の広報等発行事業	55か所	48か所	51か所	21か所 22か所
			指定在宅介護事業者情報提供事業	49か所	39か所	31か所(平成18年9月まで)	
			手話通訳者派遣ネットワーク事業	6か所	6か所	8か所(平成18年9月まで)	
			サービス提供者情報提供等事業(平成18年10月から)			23か所	24か所
			(指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。)				
			社会資源活用情報等提供事業	33か所	36か所	31か所(平成18年9月まで)	
			障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59か所	58か所	57か所(平成18年9月まで)	
			・市町村障害者支援事業				
			ピアカウンセリング事業	11か所	13か所	13か所(平成18年9月まで)	

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																												
<p>27 障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実する。</p>	<p>総務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>(2) 市町村事業（以下の数値は各事業の実施市町村数） （平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数） （平成18年10月から：市町村の地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・社会参加促進事業</td> <td>537か所</td> <td>637か所</td> <td>653か所</td> <td>956か所</td> <td>1,205か所</td> </tr> <tr> <td>・精神障害者支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ピアカウンセリング事業</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>・点字・声の広報等発行事業</td> <td>461か所</td> <td>478か所</td> <td>455か所</td> <td>422か所</td> <td>494か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者の街中の移動を支援するためのユーザ搭乗型移動端末を開発・改良。赤外線レーザーセンサー、ステレオカメラによる走行環境の理解・障害物の認識により危険回避が可能に。</p> <p>視覚障害者のためのユーザ携帯型移動端末として、大局的情報はAM電波で局所的情報は赤外線で送信し、ユーザは骨伝導を利用して情報を取得する端末を開発し、ナビゲーション実験を実施。</p> <p>精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成18年度から「居宅介護事業」）</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンター及び国立光明寮において、視覚障害者に対する歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練等を実施。</p> <p>都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成18年10月から地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）</p> <p>(1) 都道府県事業 （平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数） （平成18年10月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練事業</td> <td>60か所</td> <td>60か所</td> <td colspan="3">61か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42か所</td> <td>43か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業（市町村事業）に変更。)</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>56か所</td> <td>56か所</td> <td colspan="3">56か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練事業（平成18年10月から）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36か所</td> <td>42か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)</td> </tr> <tr> <td>家族教室等開催事業</td> <td>49か所</td> <td>52か所</td> <td colspan="3">50か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業</td> <td>60か所</td> <td>60か所</td> <td>61か所</td> <td>46か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者養成研修事業</td> <td>58か所</td> <td>58か所</td> <td>60か所</td> <td>45か所</td> <td>45か所</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者通訳・介助員養成研修事業</td> <td>34か所</td> <td>36か所</td> <td>39か所</td> <td>27か所</td> <td>32か所</td> </tr> <tr> <td>手話通訳設置事業</td> <td>49か所</td> <td>48か所</td> <td>48か所</td> <td>35か所</td> <td>30か所</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11か所</td> <td>10か所</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	・社会参加促進事業	537か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所	・精神障害者支援事業						ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所	(平成18年9月まで)(平成19年度)		・点字・声の広報等発行事業	461か所	478か所	455か所	422か所	494か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	生活訓練事業	60か所	60か所	61か所(平成18年9月まで)			オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)				42か所	43か所	(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業（市町村事業）に変更。)						音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)			音声機能障害者発声訓練事業（平成18年10月から）				36か所	42か所	(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)						家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)			奉仕員養成研修事業	60か所	60か所	61か所	46か所	47か所	手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所	盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所	手話通訳設置事業	49か所	48か所	48か所	35か所	30か所	コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）				11か所	10か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																									
・社会参加促進事業	537か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所																																																																																																									
・精神障害者支援事業																																																																																																														
ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所	(平成18年9月まで)(平成19年度)																																																																																																										
・点字・声の広報等発行事業	461か所	478か所	455か所	422か所	494か所																																																																																																									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																									
生活訓練事業	60か所	60か所	61か所(平成18年9月まで)																																																																																																											
オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)				42か所	43か所																																																																																																									
(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業（市町村事業）に変更。)																																																																																																														
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)																																																																																																											
音声機能障害者発声訓練事業（平成18年10月から）				36か所	42か所																																																																																																									
(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)																																																																																																														
家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)																																																																																																											
奉仕員養成研修事業	60か所	60か所	61か所	46か所	47か所																																																																																																									
手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所																																																																																																									
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所																																																																																																									
手話通訳設置事業	49か所	48か所	48か所	35か所	30か所																																																																																																									
コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）				11か所	10か所																																																																																																									

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況
			<p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度)</p> <p>自動車運転免許取得・改造助成事業 50か所 49か所 50か所 (平成18年9月まで) (自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成18年10月から市町村事業に変更。)</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 28か所 32か所 32か所 25か所 28か所</p> <p>(2)市町村事業(以下の数値は各事業実施市町村数) (平成18年9月まで:障害者自立支援・総合推進事業における市町村障害者社会参加促進事業の各事業を実施していた市町村数) (平成18年10月から:市町村地域生活支援事業として位置づけられた以下の各事業を実施する市町村数)</p> <p>移動支援事業 - - - 1,462か所 1,529か所 生活訓練事業 287か所 309か所 309か所 262か所 316か所 (注:平成18年10月以降の事業内容は、平成18年9月から変更がある。)</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度)</p> <p>奉仕員養成研修事業 474か所 507か所 504か所 417か所 561か所 手話通訳設置事業 324か所 336か所 338か所(平成18年9月まで) 手話通訳者派遣事業 119か所 225か所 252か所(平成18年9月まで) コミュニケーション支援事業(平成18年10月から) 1,112か所 1,317か所 (手話通訳設置事業及び手話通訳者派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション支援事業に変更。) 自動車運転免許取得・改造助成事業(平成18年10月から) 663か所 962か所</p>
		経済産業省	<p>障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。</p>
	28 障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。	厚生労働省	<p>身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。(平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。)また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度)</p> <p>事業数 58都道府県・指定都市 59都道府県・指定都市 58都道府県・指定都市 29都道府県 38都道府県</p>
工 精神障害者施策の充実	29 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を推進を検討する。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。	厚生労働省	<p>精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスを計画的に整備する。</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。(平成18年4月)</p>

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																													
			<p>精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成17年度から「居宅介護事業」）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者地域生活支援センター</td> <td>445か所</td> <td>471か所</td> <td>500か所</td> <td>平成18年度</td> <td>障害者自立支援サービス体系 平成18年度末）（平成19年度末） 地域活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ホームヘルパー</td> <td>1,799人</td> <td>2,547人</td> <td>3,148人</td> <td>より新サー</td> <td>1型：502か所 543か所</td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> <td>ビス体系に移行。</td> <td>型：356か所 513か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>型：518か所 1,069か所</td> </tr> </table> <p>精神障害者福祉ホーム</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> <td>2,498人分</td> <td>2,249人分</td> </tr> </table> <p>（一部、平成18年10月より新サービス新体系へ移行）</p> <p>施設サービス整備状況</p> <p>（一部、平成18年10月より新体系サービスへ移行している。）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者生活訓練施設（援護寮）</td> <td>5,785人分</td> <td>5,912人分</td> <td>6,085人分</td> <td>5,772人分</td> <td>5,358人分</td> </tr> <tr> <td>精神障害者通所授産施設</td> <td>5,271人</td> <td>6,651人分</td> <td>7,060人分</td> <td>6,262人分</td> <td>4,462人分</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)		精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	平成18年度	障害者自立支援サービス体系 平成18年度末）（平成19年度末） 地域活動支援センター	精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人	より新サー	1型：502か所 543か所	精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分	ビス体系に移行。	型：356か所 513か所						型：518か所 1,069か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		3,092人分	3,381人分	3,701人分	2,498人分	2,249人分		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分	5,772人分	5,358人分	精神障害者通所授産施設	5,271人	6,651人分	7,060人分	6,262人分	4,462人分	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																																												
精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	平成18年度	障害者自立支援サービス体系 平成18年度末）（平成19年度末） 地域活動支援センター																																																											
精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人	より新サー	1型：502か所 543か所																																																											
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分	ビス体系に移行。	型：356か所 513か所																																																											
					型：518か所 1,069か所																																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																											
	3,092人分	3,381人分	3,701人分	2,498人分	2,249人分																																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																											
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分	5,772人分	5,358人分																																																											
精神障害者通所授産施設	5,271人	6,651人分	7,060人分	6,262人分	4,462人分																																																											
30 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。	厚生労働省	<p>指定相談支援事業所等では、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言・指導を実施。</p> <p>「精神障害者の地域生活の在り方に関する検討会」を開催し、相談体制の構築について検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p>																																																														
31 当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。	厚生労働省	<p>精神保健福祉センターにおいて、複雑困難な相談事例等について市町村に対し助言を実施。</p> <p>精神保健福祉センターにおいて、市町村職員に対し、研修を実施。</p> <p>障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。（平成15年度～平成18年9月まで）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> </tr> </table> <p>平成18年10月から、障害者相談支援事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じるピアカウンセリングを相談支援事業として実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所	市町村	20か所	16か所	21か所																																																		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																													
都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所																																																													
市町村	20か所	16か所	21か所																																																													
オ 各種障害への対応	32 盲ろう等の重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。	厚生労働省	<p>日常の生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算及び強度行動障害者特別支援加算を実施。</p> <p>平成17年度は高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度）</p>																																																													

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																							
	<p>33 難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実に努める。</p> <p>34 自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実に努める。</p>	厚生労働省	<p>「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。</p> <p>平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させ、都道府県ごとの地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。</p> <p>平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。また、各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>難病相談・支援センター</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> </table> <p>発達障害者支援センターの指定について定めた発達障害者支援法が平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行。</p> <p>自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> </table> <p>国立秩父学園が中心となって、平成15年度より発達障害者支援センター相互間の情報提供、意見交換を行うためのネットワークを構築し、自閉症等に対する支援を充実。</p> <p>ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																					
難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																																					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																					
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																																																					
経済的自立の支援	<p>35 ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。</p>	厚生労働省	<p>障害の発生を支給原因とする年金（国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法及び共済各法に基づく障害厚生・共済年金）及び障害の発生を支給原因とする各種手当については、毎年物価の変動に合わせて支給額の改定を行っている。</p> <p>平成16年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成18年4月施行）。</p> <p>・障害基礎年金（受給者数・月額）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>646,343人（平成16年度末現在）</td> <td>650,817人（平成17年度末現在）</td> <td>670,235人（平成18年度末現在）</td> <td>676,663人（平成19年度末現在）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>82,758円（平成16年度末現在）</td> <td>82,758円（平成17年度末現在）</td> <td>82,508円（平成18年度末現在）</td> <td>82,508円（平成19年度末現在）</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>723,807人（平成16年度末現在）</td> <td>754,546人（平成17年度末現在）</td> <td>803,517人（平成18年度末現在）</td> <td>834,914人（平成19年度末現在）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>66,208円（平成16年度末現在）</td> <td>66,208円（平成17年度末現在）</td> <td>66,008円（平成18年度末現在）</td> <td>66,008円（平成19年度末現在）</td> </tr> </table> <p>・手当の受給者数（給付人員・月額単価）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(平成16年度末現在)</td> <td>(平成17年度末現在)</td> <td>(平成18年度末現在)</td> <td>(平成19年度末現在)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別児童扶養手当</td> <td>1級</td> <td>97,194人 50,900円</td> <td>97,032人 50,900円</td> <td>98,401人 50,750円</td> <td>99,362人 50,750円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>69,642人 33,900円</td> <td>71,787人 33,900円</td> <td>75,740人 33,800円</td> <td>80,482人 33,800円</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td></td> <td>59,889人 14,430円</td> <td>60,728人 14,430円</td> <td>61,993人 14,380円</td> <td>63,288人 14,380円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td></td> <td>105,928人 26,520円</td> <td>105,647人 26,520円</td> <td>107,311人 26,440円</td> <td>108,993人 26,440円</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td></td> <td>14,176人 14,430円</td> <td>12,323人 14,430円</td> <td>11,063人 14,380円</td> <td>9,966人 14,380円</td> </tr> </table>	1級	646,343人（平成16年度末現在）	650,817人（平成17年度末現在）	670,235人（平成18年度末現在）	676,663人（平成19年度末現在）		82,758円（平成16年度末現在）	82,758円（平成17年度末現在）	82,508円（平成18年度末現在）	82,508円（平成19年度末現在）	2級	723,807人（平成16年度末現在）	754,546人（平成17年度末現在）	803,517人（平成18年度末現在）	834,914人（平成19年度末現在）		66,208円（平成16年度末現在）	66,208円（平成17年度末現在）	66,008円（平成18年度末現在）	66,008円（平成19年度末現在）			(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)	特別児童扶養手当	1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円	2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円	障害児福祉手当		59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円	特別障害者手当		105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円	経過的福祉手当		14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円
1級	646,343人（平成16年度末現在）	650,817人（平成17年度末現在）	670,235人（平成18年度末現在）	676,663人（平成19年度末現在）																																																						
	82,758円（平成16年度末現在）	82,758円（平成17年度末現在）	82,508円（平成18年度末現在）	82,508円（平成19年度末現在）																																																						
2級	723,807人（平成16年度末現在）	754,546人（平成17年度末現在）	803,517人（平成18年度末現在）	834,914人（平成19年度末現在）																																																						
	66,208円（平成16年度末現在）	66,208円（平成17年度末現在）	66,008円（平成18年度末現在）	66,008円（平成19年度末現在）																																																						
		(平成16年度末現在)	(平成17年度末現在)	(平成18年度末現在)	(平成19年度末現在)																																																					
特別児童扶養手当	1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円																																																					
	2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円																																																					
障害児福祉手当		59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円																																																					
特別障害者手当		105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円																																																					
経過的福祉手当		14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円																																																					

分野別施策		関係省庁	推進状況									
	<p>36 年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。</p>	厚生労働省	<p>平成16年12月に議員立法により「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」が成立、平成17年4月より施行。</p> <p>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害者給付金を支給し、障害者の福祉の向上を図ることが目的。</p> <p>支給対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者 <p>であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者。</p> <p>費用は全額国庫負担。</p> <p>日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付金を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等について十分留意しつつ、今後検討。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在）（平成19年度末現在）</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>49,850円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>39,880円</td> <td>40,000円</td> </tr> </table>	・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在）（平成19年度末現在）			1級	49,850円	50,000円	2級	39,880円	40,000円
・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在）（平成19年度末現在）												
1級	49,850円	50,000円										
2級	39,880円	40,000円										
	<p>37 障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。</p>	法務省	<p>成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についてのQ&Aのコーナーを設ける等により、成年後見制度等について周知。</p> <p>成年後見制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～）</p>									
		厚生労働省	<p>都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、地域福祉権利擁護事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手續等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。</p>									
施設サービスの再構築												
ア 施設等から地域生活への移行の推進	<p>38 障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。</p>	厚生労働省	<p>施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <p>精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、社会生活技術訓練プロジェクトを策定し、社会参加推進を目的とした訓練を行い、修了後の事後調査（訪問・電話調査等）と生活面の助言指導を実施。（平成16年度まで）</p>									
	<p>39 「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進する。</p>	厚生労働省	<p>「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、地域生活支援の充実を図るための方策を検討。（平成16年度まで）</p>									

分野別施策	関係省庁	推進状況
イ 施設の在り方の見直し	40 授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用や関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進する。	<p>精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解の促進を図るため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を開催。平成16年3月には国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」を策定。</p> <p>精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターにおいて社会福祉法人等242の協力機関と連携して事業を実施（平成17年9月末まで）。支援ニーズの増大に対応するため、平成17年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、新たに職場適応援助者助成金制度を創設し、ノウハウを有する社会福祉法人や障害者を雇用する事業主等が自らジョブコーチを配置して支援を行う場合に助成金を支給（平成17年10月～）。また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害者雇用支援機構における研修に加えノウハウを有する民間機関による研修を指定（平成20年10月1日現在、4機関の研修を指定）。</p> <p>障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施（平成17年度まで）。</p>
	41 施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。	<p>厚生労働省</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。</p>
	42 入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。	<p>厚生労働省</p> <p>障害者自立支援法においては、施設に入所してサービスを受けることのできる者について、一定以上の障害程度区分であること等を条件としたところ。（平成18年10月）</p>
	43 障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。	<p>厚生労働省</p> <p>身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設の分場方式（通所）を導入。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）</p> <p>授産施設（通所）の相互利用の実施（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p>
	44 障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図る。	<p>厚生労働省</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p> <p>精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を実施（平成17年度まで）。</p>
	45 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。	<p>厚生労働省</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p>
	46 高次脳機能障害、強度行動障害等への対応の在り方を検討する。	<p>厚生労働省</p> <p>日常生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため強度行動障害者特別支援加算を実施。</p> <p>高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度）</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況														
	47 入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る。	厚生労働省	<p>「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のひとつとして、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。</p> <p>3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。</p>														
スポーツ、文化芸術活動の振興	48 障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。	文部科学省 厚生労働省	<p>各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定（平成17年度まで）。</p> <p>文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう促しており、各博物館や美術館においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。</p> <p>また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。（平成18年度まで）</p> <p>都道府県等が実施するスポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。</p> <p>（財）日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。</p> <p>障害者スポーツ指導員の認定 （平成15年12月現在）（平成16年12月現在）（平成17年12月現在）（平成18年12月現在）（平成19年12月現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>人数</td> <td>20,085人</td> <td>20,589人</td> <td>22,054人</td> <td>22,838人</td> <td>22,812人</td> </tr> </table> <p>バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・設備の整備を促進（平成18年3月まで）。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>20か所</td> <td>9か所</td> <td>9か所</td> </tr> </table> <p>文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。</p> <p>(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者割引の導入や字幕表示の推進など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 劇場内で盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 点字による案内パンフレットを作成配布した。（東京国立博物館） <p>(3) 独立行政法人国立美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展・企画展における障害者及び介護者（原則1名）の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（国立西洋美術館） ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館） ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館） 	人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	20か所	9か所	9か所
人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人												
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）														
箇所数	20か所	9か所	9か所														
	49 文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。	文部科学省	<p>文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。</p> <p>(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者割引の導入や字幕表示の推進など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 劇場内で盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 点字による案内パンフレットを作成配布した。（東京国立博物館） <p>(3) 独立行政法人国立美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展・企画展における障害者及び介護者（原則1名）の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（国立西洋美術館） ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館） ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館） 														

分野別施策	関係省庁	推進状況																				
<p>50 全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。</p> <p>51(財)日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。</p> <p>高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。</p> <p>第7回全国障害者スポーツ大会を開催。(平成19年10月13日～15日・秋田県)</p> <p>平成18年度に開催された競技会(「ジャパンパラリンピック」など)等に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。</p> <p>障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図るとともに、障害者への理解を促進するため、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する都道府県において、障害者芸術・文化祭を開催。(第7回：平成19年11月30日～12月2日・長崎県)</p> <p>厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。</p> <p>(財)日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツコンベンションを開催。</p> <p>第7回全国障害者スポーツ大会(秋田県)にて、精神障害者競技としてバレーボール(オープン競技)を実施。</p>																				
<p>福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援</p> <p>52 福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進する。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>53 福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図る。</p> <p>54 国立身体障害者リハビリテーションセンター、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)における福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>TAIS(福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム)を運用。</p> <p>「義肢装具等完成用部品情報提供システム」(義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した、適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム)を運用。</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉機器専門職員研修会を実施。</p> <p>科学技術振興機構の「独創的シーズ展開事業」における委託開発、大学発ベンチャー創出推進、及び「産学共同シーズイノベーション化事業」により、医療福祉機器の研究開発を実施。</p> <p>【「独創的シーズ展開事業」における委託開発】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>5課題</td> <td>4課題</td> <td>3課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> </tr> </tbody> </table> <p>【「独創的シーズ展開事業」における大学発ベンチャー創出推進】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>1課題</td> </tr> </tbody> </table> <p>【産学協同シーズイノベーション化事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>1課題</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題		(平成19年度)	事業数	1課題		(平成19年度)	事業数	1課題
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																	
事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題																	
	(平成19年度)																					
事業数	1課題																					
	(平成19年度)																					
事業数	1課題																					

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																																
	55 研究成果の安全かつ適切な普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。	厚生労働省 経済産業省 経済産業省	<p>(財)テクノエイド協会において、福祉機器に関して標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者が必要とするコミュニケーション機器、自立移動機器、移動介護機器及び義肢装具の研究・開発を実施。</p> <p>優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成19年度末までに163件のテーマを採択。</p> <p>「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について(提言書)」にそって、研究開発を進めるに当たり、標準化すべき事項の洗い出しを並行して実施。(平成15年度まで)</p> <p>JIS Z8071(高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)として、平成15年6月に制定。(平成15年度まで)</p>																																																																																
サービスの質の向上	<p>56 質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討する。</p> <p>57 サービスに関する苦情に対応するため、事業者や都道府県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。</p>	厚生労働省 厚生労働省	<p>平成16年5月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を統合し、福祉サービスに共通の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を作成。平成16年度末には「第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判定基準に関するガイドライン」(障害者・児版)等を作成。</p> <p>事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進。</p>																																																																																
専門職種の養成・確保	58 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する者の養成を行う。	文部科学省 厚生労働省	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成学校の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士(大学)</td> <td>159校、入学定員 23,199名</td> <td>172校、入学定員 24,412名</td> <td>182校、入学定員 26,382名</td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>18校、入学定員 2,102名</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士(大学)</td> <td>95校、入学定員 12,708名</td> <td>114校、入学定員 15,008名</td> <td>126校、入学定員 17,506名</td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士(大学)</td> <td>30校、入学定員 1,290名</td> <td>33校、入学定員 1,440名</td> <td>45校、入学定員 1,935名</td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>108校、入学定員 5,856名</td> <td>112校、入学定員 5,986名</td> <td>114校、入学定員 6,076名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉士(大学)</td> <td>193校、入学定員 37,291名</td> <td>195校、入学定員 35,698名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>15校、入学定員 1,932名</td> <td>16校、入学定員 2,062名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士(大学)</td> <td>117校、入学定員 15,792名</td> <td>117校、入学定員 14,587名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士(大学)</td> <td>48校、入学定員 2,035名</td> <td>55校、入学定員 2,215名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>”(短大)</td> <td>96校、入学定員 5,861名</td> <td>96校、入学定員 5,626名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社会福祉士等の資格登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>48,736人</td> <td>59,292人</td> <td>71,326人</td> <td>83,425人</td> <td>95,590人</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>18,321人</td> <td>21,911人</td> <td>25,950人</td> <td>30,326人</td> <td>34,768人</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>368,716人</td> <td>427,573人</td> <td>486,297人</td> <td>564,806人</td> <td>655,796人</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	社会福祉士(大学)	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名	”(短大)	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名	精神保健福祉士(大学)	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名	”(短大)	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	介護福祉士(大学)	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名	”(短大)	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名		(平成18年度)	(平成19年度)		社会福祉士(大学)	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名		”(短大)	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名		精神保健福祉士(大学)	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名		”(短大)	1校、入学定員 1名	-校、入学定員 -名		介護福祉士(大学)	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名		”(短大)	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人	精神保健福祉士	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人	介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																																																
社会福祉士(大学)	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名																																																																																
”(短大)	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名																																																																																
精神保健福祉士(大学)	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名																																																																																
”(短大)	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名																																																																																
介護福祉士(大学)	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名																																																																																
”(短大)	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名																																																																																
	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																	
社会福祉士(大学)	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名																																																																																	
”(短大)	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名																																																																																	
精神保健福祉士(大学)	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名																																																																																	
”(短大)	1校、入学定員 1名	-校、入学定員 -名																																																																																	
介護福祉士(大学)	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名																																																																																	
”(短大)	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名																																																																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																														
社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人																																																																														
精神保健福祉士	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人																																																																														
介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人																																																																														

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																						
<p>59 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパー等の質的・量的充実を図る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士養成学校の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>31校、入学定員 1,067名</td> <td>36校、入学定員 1,258名</td> <td>42校、入学定員 1,628名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>6校、入学定員 160名</td> <td>4校、入学定員 120名</td> <td>2校、入学定員 40名</td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>29校、入学定員 987名</td> <td>34校、入学定員 1,148名</td> <td>39校、入学定員 1,348名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>3校、入学定員 80名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>4校、入学定員 130名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>-校</td> <td>-校</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>8校、入学定員 370名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大専攻科)</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th></th> </tr> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>55校、入学定員 2,386名</td> <td>67校、入学定員 3,066名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>2校、入学定員 70名</td> <td>3校、入学定員 110名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>44校、入学定員 1,596名</td> <td>49校、入学定員 1,796名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>13校、入学定員 538名</td> <td>14校、入学定員 578名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(短大専攻科)</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育職員免許法上の「特殊教科の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。 (平成16年度～)</p> <p>厚生労働省</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>・入学定員</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>義肢装具士</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者生活訓練専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>手話通訳士</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション体育専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護等に関する知識及び技能を習得することを目的とした「居宅介護等事業者養成研修事業」の実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名	〃(短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名	作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名	〃(短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名	視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名	〃(短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名	言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名	〃(短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名		(平成18年度)	(平成19年度)		理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名		〃(短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名		作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名		〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名		視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名		〃(短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名		言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名		〃(短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名			(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人	・入学定員	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	言語聴覚士	30人	30人	30人	30人	30人	義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人	視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人	リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																																																																																					
理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名																																																																																																																					
〃(短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名																																																																																																																					
作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名																																																																																																																					
〃(短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名																																																																																																																					
視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名																																																																																																																					
〃(短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名																																																																																																																					
言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名																																																																																																																					
〃(短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名																																																																																																																					
	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																						
理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名																																																																																																																						
〃(短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名																																																																																																																						
作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名																																																																																																																						
〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名																																																																																																																						
視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名																																																																																																																						
〃(短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名																																																																																																																						
言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名																																																																																																																						
〃(短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名																																																																																																																						
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																				
参加者数	23人	10人	9人	9人																																																																																																																				
・入学定員	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																			
言語聴覚士	30人	30人	30人	30人	30人																																																																																																																			
義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人																																																																																																																			
視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人																																																																																																																			
手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人																																																																																																																			
リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人																																																																																																																			
<p>60 障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等を更に積極的に活用する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害支援普及事業を実施し、関係者に対する研修を実施している他、当センターが作成した診断基準等の普及を実施。</p>																																																																																																																						

分野別施策		関係省庁	推進状況																																								
3 生活環境																																											
住宅、建築物のバリアフリー化の推進	61 障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進するとともに、バリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。	国土交通省	<p>公営住宅についてはバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公営住宅 (実績見込み)</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約1万9千戸</td> <td>約1万8千戸</td> <td>約1万8千戸</td> </tr> </table> <p>公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公社賃貸住宅 (実績見込み)</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> </tr> </table> <p>都市再生機構賃貸住宅(平成16年6月までは公団賃貸住宅)については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規都市再生機構賃貸住宅</td> <td>約1万3千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約6千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約4千戸</td> </tr> </table> <p>住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> </tr> <tr> <td>全住宅ストックにおける バリアフリー化の割合</td> <td>3.4%</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公営住宅 (実績見込み)	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万8千戸		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公社賃貸住宅 (実績見込み)	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸		(平成15年度)	全住宅ストックにおける バリアフリー化の割合	3.4%
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
	新規公営住宅 (実績見込み)	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万8千戸																																					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																						
新規公社賃貸住宅 (実績見込み)	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																						
新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸																																						
	(平成15年度)																																										
全住宅ストックにおける バリアフリー化の割合	3.4%																																										
62 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づく多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応の義務付け、設計者等向けのガイドラインの作成・周知などにより、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。	国土交通省	<p>ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年6月に成立。平成18年12月より施行。</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年12月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(映画館、百貨店、老人福祉センター等)で2,000㎡(公衆便所は50㎡)以上のものを新設等する際にバリアフリー対応を義務化。</p> <p>設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに、建築士等を対象とした講習会を開催。</p> <p>平成14年7月に改正した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を平成15年4月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、身体障害者等が利用する建築物(映画館、百貨店、老人福祉センター等)で2,000㎡以上のものについてバリアフリー対応を義務化。</p> <p>設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに建築士等を対象とした講習会を開催。</p>																																									
63 窓口業務を行う官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進する。	各省庁	<p>平成16年6月、障害者施策推進課長会議の下に「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の作成を推進。</p>																																									

分野別施策		関係省庁	推進状況																																														
		法務省	施設改修の実施	(平成16年度累計)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
			改修が必要となる施設	67施設	30施設	25施設	20施設																																										
			改修した施設	37施設	5施設	5施設	10施設																																										
			窓口業務を行う法務局庁舎（登記特別会計）について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「官庁施設の基本的性能基準」により、窓口が2階以上にあってエレベーターが未設置の場合はエレベーターを新設、身体障害者用便所・スロープ等不備な場合は改修によりバリアフリー化を図ることとしている。																																														
		外務省	外務省庁舎において、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化（身体障害者用便所、スロープの設置、エレベーター内ボタンの点字表記及び鏡の設置等）を推進。																																														
		文部科学省	文部科学省においては、新庁舎（中央合同庁舎7号館）の完成（平成19年9月）により「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に添った高度なバリアフリー化が図られている。																																														
		農林水産省	窓口業務を行う農林水産省所管の庁舎等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。																																														
		国土交通省	窓口業務を行う国土交通省所管の官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。																																														
			累計施設数	(平成15年度末) 933施設	(平成16年度末) 970施設	(平成17年度末) 997施設	(平成18年度末) 1,058施設	(平成19年度末) 1,122施設																																									
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	64 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び旅客施設や車両等のバリアフリー化に関するガイドライン等により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル並びに鉄軌道車両、バス車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化を推進する。	国土交通省	<p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案」を平成18年2月に第164国会に提出。（平成18年6月成立。平成18年12月より施行。）</p> <p>公共交通機関におけるバリアフリー化の状況</p> <p>・1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道駅</td> <td>43.9%</td> <td>48.7%</td> <td>56.3%</td> <td>62.8%</td> <td>67.3%</td> </tr> <tr> <td>バスターミナル</td> <td>71.4%</td> <td>73.2%</td> <td>75.0%</td> <td>76.2%</td> <td>77.5%</td> </tr> <tr> <td>旅客船ターミナル</td> <td>75.0%</td> <td>77.8%</td> <td>71.4%</td> <td>88.9%</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>5.0%</td> <td>31.8%</td> <td>43.5%</td> <td>65.2%</td> <td>76.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・車両等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>23.7%</td> <td>27.9%</td> <td>32.1%</td> <td>(41.8%) 20.0%</td> <td>26.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準（基準強化後）による減。</p>						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	67.3%	バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	77.5%	旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	88.9%	航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%	76.2%		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%) 20.0%	26.5%
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																												
鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	67.3%																																												
バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	77.5%																																												
旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	88.9%																																												
航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%	76.2%																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																												
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%) 20.0%	26.5%																																												

分野別施策	関係省庁	推 進 状 況																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 低床バス</td> <td>18.0%</td> <td>22.6%</td> <td>27.8%</td> <td>33.1%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td> ノンステップバス</td> <td>9.3%</td> <td>12.0%</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4.4%</td> <td>7.0%</td> <td>8.0%</td> <td>11.5%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>32.1%</td> <td>40.7%</td> <td>47.0%</td> <td>54.4%</td> <td>59.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>平成15年3月、「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を策定、平成16年1月には標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設。</p> <p>平成15年度以降に新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅において、身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースを設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービスエリア</td> <td>100%(新設数 1)</td> <td>100%(新設数 1)</td> <td>100%(新設数 1)</td> <td>100%(新設数 0)</td> <td>100%(新設数 3)</td> </tr> <tr> <td>パーキングエリア</td> <td>100%(新設数 4)</td> <td>100%(新設数 4)</td> <td>100%(新設数 4)</td> <td>100%(新設数 0)</td> <td>100%(新設数 5)</td> </tr> <tr> <td>道の駅</td> <td>97.6%(新設数42)</td> <td>100%(新設数43)</td> <td>100%(新設数45)</td> <td>100%(新設数28)</td> <td>100%(新設数 10)</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京都小金井市（住宅地代表）及び京都東山（観光地代表）の2次元バリア・バリアフリーマップを完成し、それぞれ平成15年5月と12月にインターネット上で公開。京都東山は景観CGを用いた3次元GIS試用版を完成し、車いすの方々などによる目的地までのナビゲーション実験を平成15年1月と3月に実施。携帯電話により2次元バリアフリーマップと任意の地域の3次元景観データが利用できるシステムを開発。17年度には3次元GISを用いた東京駅周辺（大規模地下街＋地上）のバリアフリーマップを完成した。</p> <p>平成14年12月に策定された「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。 (平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度末)</th> <th>(平成16年度末)</th> <th>(平成17年度末)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合</td> <td></td> <td>25%</td> <td>31%</td> <td>39%</td> <td>44%</td> <td>49%</td> </tr> </tbody> </table> <p>防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域への生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p> <p>介護輸送に係る法的取扱いについて、「介護輸送に係る法的取扱い方針について」において、一定の方向性を提示。</p> <p>精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成17年度まで）</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	バス車両						低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%	ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%	旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%	航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	サービスエリア	100%(新設数 1)	100%(新設数 1)	100%(新設数 1)	100%(新設数 0)	100%(新設数 3)	パーキングエリア	100%(新設数 4)	100%(新設数 4)	100%(新設数 4)	100%(新設数 0)	100%(新設数 5)	道の駅	97.6%(新設数42)	100%(新設数43)	100%(新設数45)	100%(新設数28)	100%(新設数 10)		(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合		25%	31%	39%	44%	49%
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																						
バス車両																																																																											
低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%																																																																						
ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%																																																																						
旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%																																																																						
航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%																																																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																						
サービスエリア	100%(新設数 1)	100%(新設数 1)	100%(新設数 1)	100%(新設数 0)	100%(新設数 3)																																																																						
パーキングエリア	100%(新設数 4)	100%(新設数 4)	100%(新設数 4)	100%(新設数 0)	100%(新設数 5)																																																																						
道の駅	97.6%(新設数42)	100%(新設数43)	100%(新設数45)	100%(新設数28)	100%(新設数 10)																																																																						
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																						
1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合		25%	31%	39%	44%	49%																																																																					
<p>65 道路については、道路の移動円滑化に関するガイドライン等を整備し、幅の広い歩道の整備や歩行者等を優先するエリアの形成、歩行者のためのITS（高度道路交通システム）の研究開発等を通じて誰もが安全で安心なバリアフリーな歩行空間ネットワークの形成を図る。</p> <p>特に、旅客施設を中心とした一定の地区においては、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。</p>	<p>総務省</p> <p>国土交通省</p> <p>防衛省</p>																																																																										
<p>66 単独では公共交通機関を利用できないような障害者等の輸送といった、公共交通機関による輸送サービスが十分に提供されないおそれのある分野での移動の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の活用を含め適切な対応を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>																																																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
<p>67 障害者等すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一した提供や障害特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリー教室等の普及・啓発活動の展開により、国民の理解の浸透を図る。</p> <p>68 障害者等すべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園、水辺空間等におけるバリアフリー化を推進する。</p>	国土交通省	<p>リフト付き乗用車を運行する「重度身体障害者移動支援事業」や、「リフト付き福祉バス運行事業」を実施。（平成18年9月まで） 同事業は平成18年10月から移動支援事業（車両移送型）として実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度身体障害者移動支援事業</td> <td>257市町村</td> <td>274市町村</td> <td>244市町村</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>リフト付き福祉バス運行事業</td> <td>97市町村</td> <td>44市町村</td> <td colspan="3">37市町村(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>移動支援事業(車両移送型)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>243市町村</td> <td>149市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(実績のあった市町村のみ計上)</p> <p>平成15年度にNPO等による有償のボランティア輸送が可能となるよう制度改正。</p> <p>福祉タクシーの導入状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>4,574台</td> <td>6,614台 (7,255台)</td> <td>8,504台 (9,699台)</td> <td>9,651台</td> <td>10,514台</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内の台数は、介護福祉士等が自動車に乗務する条件付のセダン型等の一般車両ならびに特定旅客自動車運送事業に基づく車両を含んだ台数。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)		リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村(平成18年9月まで)			移動支援事業(車両移送型)	-	-	-	243市町村	149市町村		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	台数	4,574台	6,614台 (7,255台)	8,504台 (9,699台)	9,651台	10,514台
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																
	重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)																																	
	リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村(平成18年9月まで)																																		
移動支援事業(車両移送型)	-	-	-	243市町村	149市町村																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																	
台数	4,574台	6,614台 (7,255台)	8,504台 (9,699台)	9,651台	10,514台																																	
経済産業省	<p>障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。</p>																																					
国土交通省	<p>交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。</p> <p>バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験が出来るバリアフリー教室を開催。</p>																																					
総務省	<p>ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、少子・高齢化対策事業により財政措置を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>216事業</td> <td>211事業</td> <td>164事業</td> <td>158事業</td> <td>148事業</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業																									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業																																	
農林水産省	<p>「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備箇所数累計</td> <td>136か所</td> <td>146か所</td> <td>154か所</td> <td>158か所</td> <td>162か所</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所																									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所																																	
農林水産省	<p>海岸のバリアフリー化のため、堤防へのスロープの設置等を実施。</p>																																					
国土交通省	<p>高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進。</p>																																					

分野別施策		関係省庁	推進状況
		環境省 防衛省	<p>直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施。</p> <p>自然公園等の整備に当たり、ビジターセンター、園路、トイレ等のバリアフリー化に配慮した整備を推進。 (平成18年度) (平成19年度) 事業数 17事業 23事業</p> <p>航空機の騒音対策のため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、付帯施設を整備(地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。)</p> <p>防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、公園などの整備(地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。)への助成。</p> <p>ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共施設整備(地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。)のための交付金の交付。</p>
安全な交通の確保	<p>69 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進する。</p> <p>70 交通事故が多発している住居地区や商業地区を中心に、信号機や道路標識等の整備を重点的に推進することにより、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を図り、自動車事故の防止と障害者の安全かつ円滑な通行を確保する。</p> <p>71 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用、携帯端末を活用した安全な通行に必要な情報の提供、歩行者青時間の延長を行うPICS(歩行者等支援システム)の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を図る。</p>	警察庁 警察庁 国土交通省 警察庁	<p>主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。</p> <p>(平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 整備数 23,076基 24,959基 26,759基 28,523基 30,319基</p> <p>平成15年7月、死傷事故発生割合の高い地区796箇所を「あんしん歩行エリア」として指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。</p> <p>平成17年11月、あんしん歩行エリア以外の生活道路においても「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして事故抑止対策を推進。</p> <p>歩車分離式信号及びPICSを整備。</p> <p>(平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 歩車分離式信号 2,870基 3,472基 3,867基 4,281基 4,538基 P I C S 461基 499基 541基 562基 588基</p>
防災、防犯対策の推進 ア 災害対策	72 自力避難の困難な障害者等の災害弱者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進する。	農林水産省 国土交通省	<p>山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山事業を計画的に実施。</p> <p>自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、平成15年度より短期集中事業として重点的に整備を進めており、概ね5年で240施設について整備する予定。</p> <p>(平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 施設数 約80施設 約100施設 約120施設 約190施設 約240施設</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況
イ 住宅等の防災対策	73 行政機関と福祉関係者等の防火対策推進協力者とが連携し、障害者等の所在の積極的な把握や訪問診断等役割に応じた防火対策を推進する。	総務省	<p>全国火災予防運動(3/1～3/7及び11/9～11/15に実施)において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の把握及び訪問診断の実施を行うとともにパンフレットやホームページ等を利用した防火安全対策を推進。</p> <p>消防法が改正され住宅用火災警報器等の設置・維持が義務づけられることになったことから、障害のある人や高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の設置促進などの住宅防災対策を推進。(平成16年度～)</p>
	74 消防用設備等の技術基準等の改正など障害者等が利用する防火対象物における消防用設備等の技術基準の在り方について検討を行う	総務省	<p>平成18年1月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえて、平成19年6月に消防法施行令及び消防法施行規則の一部を改正し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任やスプリンクラー設備の設置等防火安全対策の確保を図った。</p> <p>聴覚障害者に適した音以外の有効な警報を発する住宅用火災警報器等の技術開発の検討を実施。(平成17年度～平成18年度まで)</p>
	75 自力避難の困難な障害者等が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実を図るとともに、自主防災組織等による協力体制の確立、地域における住民、消防署等による防災ネットワークの確立など地域における災害対策を推進する。	内閣府	<p>高齢者等の災害時要援護者の避難支援に関し、市町村を中心とした「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)に沿った取組の促進に努めている。平成19年度は、「避難支援プランの全体計画」などを平成21年度を目途に策定するよう、自治体あてに通知した。また、策定の参考として、平成20年2月に全体計画のモデル計画を示した。</p> <p>東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震については、平成18年度までに地震対策大綱、地震防災戦略及び応急対策活動要領を中央防災会議において順次決定した。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、平成18年度に地震対策大綱を、平成19年度に応急対策活動要領をそれぞれ決定した。</p>
	76 地域防災計画において、自力避難の困難な障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置付けるとともに、障害者関係団体の参加による防災訓練の実施を推進する。	総務省	<p>自主防災組織 (14年4月1日現在) (15年4月1日現在) (16年4月1日現在) (17年4月1日現在) (18年4月1日現在) (19年4月1日現在) 組織率 59.7% 61.3% 62.5% 64.5% 66.9% 69.9%</p> <p>地域で障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。例えば荒川区では「おんぷ作戦」と称して、健康な人がいざ災害時に、障害者等を協力して救出する体制づくりを強化している。</p>
	厚生労働省	<p>「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、自立生活支援用具(参考例:火災報知器、自動消火器)を給付。</p> <p>障害者(児)施設では、施設の設備基準に基づき、消火設備等の非常災害に際して必要な設備を設置。</p>	
	厚生労働省	<p>都道府県地域防災計画の事前協議等を通じて、障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置づけるよう助言。</p> <p>地域で行う防災訓練において、障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。春日学区自主防災会(京都市)では、障害者世帯の名簿や世帯をプロットした福祉防災地図を作成したり、防災訓練を実施。</p> <p>障害者施設は、耐火建築物又は准耐火建築物でなければならないと施設基準に規定。</p> <p>障害者(児)施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。</p>	

分野別施策		関係省庁	推進状況																		
ウ 防犯対策	77 緊急通報システム、ファクス、Eメール等による消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図るとともに、聴覚障害者など音声による意志疎通が困難な者へのEメール等による緊急連絡等のためのシステム検討や関係する民間活動への支援など、障害者に対する災害時・緊急時の情報伝達に配慮した施策を推進する。	警察庁	FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）や、Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）を都道府県警察において導入。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成16年2月現在)</td> <td>(平成17年2月現在)</td> <td>(平成18年2月現在)</td> <td>(平成19年2月現在)</td> <td>(平成20年2月現在)</td> </tr> <tr> <td>F A X 110番</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>メール110番</td> <td>38都道府県</td> <td>46都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> </tr> </table>		(平成16年2月現在)	(平成17年2月現在)	(平成18年2月現在)	(平成19年2月現在)	(平成20年2月現在)	F A X 110番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	メール110番	38都道府県	46都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県
		(平成16年2月現在)	(平成17年2月現在)	(平成18年2月現在)	(平成19年2月現在)	(平成20年2月現在)															
	F A X 110番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県															
	メール110番	38都道府県	46都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県															
	総務省	災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による同報系防災行政無線等の整備を支援するとともに、障害者に係る火災予防体制を強化。 携帯電話・I P 電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・I P 電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システム」について、「防災基盤整備事業」等により、導入促進を図る。 (平成20年3月末現在) 119の消防本部で導入済(導入率 14.7%) (20年度中に新たに75の消防本部で導入予定)																			
	厚生労働省	「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具(参考例:聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置)を給付。																			
	78 緊急通報、ファクス、Eメール等による警察への緊急通信体制の一層の充実を図る。	警察庁	FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）や、Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）を都道府県警察において導入。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成16年2月現在)</td> <td>(平成17年2月現在)</td> <td>(平成18年2月現在)</td> <td>(平成19年2月現在)</td> <td>(平成20年2月現在)</td> </tr> <tr> <td>F A X 110番</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>メール110番</td> <td>38都道府県</td> <td>46都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> <td>全都道府県</td> </tr> </table>		(平成16年2月現在)	(平成17年2月現在)	(平成18年2月現在)	(平成19年2月現在)	(平成20年2月現在)	F A X 110番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	メール110番	38都道府県	46都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県
	(平成16年2月現在)	(平成17年2月現在)	(平成18年2月現在)	(平成19年2月現在)	(平成20年2月現在)																
F A X 110番	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県																
メール110番	38都道府県	46都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県																
	79 手話のできる警察官の交番等への配置等の施策を引き続き推進する。	警察庁	手話のできる警察官等を交番に配置するなどし、聴覚障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。																		
	80 地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障害者に対する防犯知識の普及及び事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努める。	警察庁	警察署等に設置されているFAXと障害者団体、障害のある人の自宅等のFAXを利用して情報提供を行う「FAXネットワーク」を全都道府県警察で構築しているほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段による情報提供に努めている。																		
	81 障害者の生活施設や障害者が居住する住宅等における犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図る。	警察庁 国土交通省	平成16年3月、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成20年3月末現在、17種類3,758品目を掲載。																		
4 教育・育成																					
一貫した相談支援体制	82 障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の整備下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。	文部科学省	平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで) 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度) 平成15年度から実施されている「特別支援教育体制推進事業」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。																		

分野別施策	関係省庁	推進状況																				
83 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度～平成15年度）</p> <p>地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月策定。</p> <p>平成17年度から、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。（平成19年度まで）</p> <p>平成19年度から、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。</p> <p>在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。</p> <table border="1" data-bbox="1567 856 2329 930"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1161 2775 1234"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> <td>（平成18年度）</td> <td>（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> </table> <p>様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。</p> <p>文部科学省</p> <p>平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>厚生労働省</p> <p>思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。</p> <p>平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた（平成16年度）。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																			
箇所数	536か所	578か所	656か所																			
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																	
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																	
84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>文部科学省</p> <p>平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>厚生労働省</p> <p>思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。</p> <p>平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた（平成16年度）。</p>																				

分野別施策		関係省庁	推進状況								
	85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	文部科学省 厚生労働省	<p>教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。</p>								
専門機関の機能の充実と多様化	86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。	文部科学省 厚生労働省	<p>中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。</p> <p>在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）								
箇所数	536か所	578か所	656か所								
	87 盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある子どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。	文部科学省	<p>中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえて、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能</p>								

分野別施策	関係省庁	推進状況								
	<p>88 療育機関については、施設の入所者だけでなく地域で生活する障害のある子どもについても有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。</p>	<p>な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「障害のある子どものための地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>障害児居宅介護等事業（平成18年度より「居宅介護事業」、障害児通園（デイサービス）事業及び障害児短期入所事業の実施。</p>								
<p>指導力の向上と研究の推進</p>	<p>89 学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。</p> <p>90 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、そのニーズに応じた教育の効果的な実施を確保するため、現在盲・聾・養護学校の学校ごとに特定されている特殊教育に係る免許制度の改善を図る。</p>	<p>障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業」を47都道府県で実施。（平成19年度まで）</p> <p>「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の外部の専門家を活用した指導體制の構築等についての実践研究を10都府県に委嘱して実施。（平成15年度まで）</p> <p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「LD、ADHD、高機能自閉症児担当指導者養成研修」「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」等の専門的な研修を実施。</p> <p>特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。（平成18年度～）</p> <p>在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1" data-bbox="1567 1381 2374 1459"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
箇所数	536か所	578か所	656か所							

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>91 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を14都府県に委嘱。(平成15年度まで)</p> <p>特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。</p> <p>教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。(平成16年度～)</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。)において、プロジェクト研究として、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究 - 自立活動を中心に - 」(平成12年度～平成15年度) ・「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」(平成13年度～平成15年度) ・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」(平成13年度～平成15年度) ・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」(平成13年度～平成15年度) ・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究 - 弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について - 」(平成14年度～平成15年度) ・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究 - 知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に - 」(平成15年度～平成17年度) ・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15～平成17年度) ・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」(平成15年度～平成17年度) ・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際研究(平成16年度) ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」(平成16年度～平成18年度) ・「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際研究」(平成16年度～平成17年度) ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実践的研究」(平成16年度～平成18年度) ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究(平成16年度～平成19年度) ・交流及び共同学習に関する実際研究(平成17年度～平成19年度) ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究(平成18年度～平成19年度) ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究(平成18年度～平成19年度) ・発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究(平成18年度～平成19年度) ・特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際研究(平成18年度) <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所における研究成果に係る情報提供については、総合的な情報提供体制の整備に努め、下記のとおり情報提供を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Webサイト上での公開を行うとともに、特殊教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。(「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもへの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。(平成17年度まで)) ・国立特殊教育総合研究所セミナーを2回開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。

分野別施策		関係省庁	推進状況																							
社会的及び職業的自立の促進	92 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。	文部科学省	<p>平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)</p> <p>高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)</p> <p>全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)</p>																							
	93 後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。	文部科学省 厚生労働省	<p>平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)</p> <p>全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)</p> <p>在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児(者)通園事業を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>204か所</td> <td>229か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所											
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所																					
94 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。	文部科学省	<p>我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度第1学期)</th> <th>(平成16年度第1学期)</th> <th>(平成17年度第1学期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部生</td> <td>502人(全学生の0.58%)</td> <td>435人(全学生の0.50%)</td> <td>445人(全学生の0.51%)</td> </tr> <tr> <td>大学院生</td> <td>25人(全学生の0.20%)</td> <td>32人(全学生の0.41%)</td> <td>30人(全学生の0.40%)</td> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成18年度第1学期)</th> <th>(平成19年度第1学期)</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>449人(全学生の0.53%)</td> <td>448人(全学生の0.55%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>49人(全学生の0.69%)</td> <td>31人(全学生の0.50%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者に対する配慮として、放送大学において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化。(エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など) ・ 字幕番組の制作、放送。 ・ 単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題。 ・ 大学院(修士全生)の入学選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施。 ・ 保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目の開設。 ・ 視覚障害者に対する就学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータの提供等を実施。 		(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)	学部生	502人(全学生の0.58%)	435人(全学生の0.50%)	445人(全学生の0.51%)	大学院生	25人(全学生の0.20%)	32人(全学生の0.41%)	30人(全学生の0.40%)		(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)			449人(全学生の0.53%)	448人(全学生の0.55%)			49人(全学生の0.69%)	31人(全学生の0.50%)	
	(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)																							
学部生	502人(全学生の0.58%)	435人(全学生の0.50%)	445人(全学生の0.51%)																							
大学院生	25人(全学生の0.20%)	32人(全学生の0.41%)	30人(全学生の0.40%)																							
	(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)																								
	449人(全学生の0.53%)	448人(全学生の0.55%)																								
	49人(全学生の0.69%)	31人(全学生の0.50%)																								

分野別施策		関係省庁	推進状況							
施設のバリアフリー化の促進	95 教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。	文部科学省	<p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成15年4月）に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成16年3月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成17年3月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成18年12月）に伴い、盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を紹介した「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」を平成19年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>特別支援教育を推進するため、「特別支援学校施設整備指針」を平成19年7月に策定するとともに、小学校施設整備指針等の特別支援教育関連規定の一部改訂を行い、各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>学校施設のバリアフリー化に係る取組みについて、スロープ、障害者用トイレ、エレベータ等の整備について国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援。</p>							
	96 障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。	厚生労働省	<p>バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・整備の促進（平成18年3月まで）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>20か所</td> <td>9か所</td> <td>9か所</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	整備数	20か所	9か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
整備数	20か所	9か所	9か所							
		文部科学省	<p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）又は小・中学校の特殊学級等において障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備を整備するために要する経費の一部を補助。平成17年度より一般財源化により地方において整備。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県・市町村数</td> <td>339か所</td> <td>265か所</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	都道府県・市町村数	339か所	265か所	
	（平成15年度）	（平成16年度）								
都道府県・市町村数	339か所	265か所								

分野別施策		関係省庁	推進状況				
5 雇用・就業							
障害者の雇用の場の拡大 ア 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進	97 障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹となる柱であり障害者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度である。今後とも当該制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。	厚生労働省	民間企業等における実雇用率〔 〕内は法定雇用率 (平成15年6月1日) (平成16年6月1日) (平成17年6月1日) (平成18年6月1日) (平成19年6月1日)				
			民間企業 一般の民間企業〔1.8%〕 1.48% 1.46% 1.49% 1.52% 1.55% 特殊法人等〔2.1%〕 2.09% 1.71% 1.53% 1.56% 1.97% 国及び地方公共団体 国の機関〔2.1%〕 2.19% 2.15% 2.14% 2.17% 2.17% 都道府県の機関〔2.1%〕 2.49% 2.28% 2.34% 2.37% 2.42% 市町村の機関〔2.1%〕 2.45% 2.20% 2.21% 2.23% 2.28% 都道府県等の教育委員会〔2.0%〕 1.24% 1.33% 1.39% 1.46% 1.55%				
			ハローワークによる障害者の就職件数 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 就職件数 32,885件 35,871件 38,882件 43,987件 45,565件				
			上記の他の取組については、下記の項目番号98～106を参照。				
	98 個別の企業に対する日常的な指導の充実や、実雇用率の低い企業に対する雇入れ計画の作成命令等の指導の厳格化を図る一方、障害者雇用のための企業の取組を後押しするため、各種助成金についても、より効果的な活用が図られる方向で改善を図る。	厚生労働省	平成19年6月1日現在における雇用率未達成の企業(39,994企業)に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成19年度においては雇入れ計画作成命令 692件、適正実施勧告 143件、特別指導 31件、企業名の公表 3件(うち1社は再公表)を実施。 雇用率達成に向け、平成18年4月に厚生労働大臣が閣僚懇談会において、障害者雇用の一層の促進について各大臣に要請するとともに公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、厚生労働大臣名で要請。 各種助成金について、より効果的な活用が図られるよう見直しを実施。(平成17年10月)				
	99 精神障害者については、今後障害者雇用率制度の対象とするための検討を進めることとし、そのために、関係者の理解を図りつつ、精神障害者の把握・確認方法の確立、企業における精神障害者雇用の実態把握など障害者雇用率制度を適用するために必要な検討、準備を着実に進める。	厚生労働省	精神障害者の雇用の促進等に関する研究会報告書(平成16年5月)及び労働政策審議会意見書(平成16年12月)を踏まえ、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である労働者を各事業主の雇用率の算定対象とすることなどを内容とする改正障害者雇用促進法が施行。(平成18年4月)				
	100 採用後に発病した精神障害者については円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図る。	厚生労働省	休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向けた効果的な支援技法を開発するため、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて、リワークプログラムを開発(平成15年度まで)。これを踏まえ、6つの地域障害者職業センター(北海道・東京・愛知・大阪・広島・福岡)において、精神障害者職場復帰支援事業(リワーク事業)を導入し、うつ病等により休職中の精神障害者に対する職場復帰支援を開始した(平成16年4月～)。さらに、精神障害者及び事業主に対する支援を強化するため、全国の地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続にかかる様々な支援ニーズに対する総合的な支援を開始(平成17年10月～)。				

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>101 除外率制度については、平成16年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。</p> <p>102 国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。</p> <p>103 企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>全省庁</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>平成16年4月1日に、除外率の各業種一律10%ポイント引き下げを実施。</p> <p>「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公務部門における障害者雇用推進チーム」を設置し、働くことを通じて障害のある人が積極的に社会参加できるよう、国が率先して障害者雇用の機会を作り出す方策について総合的に検討し、「公務部門における障害者雇用ハンドブック」の作成を推進。</p> <p>平成16年4月1日に、除外職員の範囲を一部の例外に限るとともに、除外職員ではなくなる職種の職員がいる機関について、当該職員が職員総数に占める割合を基に、雇用義務の軽減割合を約10%ポイント引き下げた除外率を設定すること等を内容とする制度見直しを実施（平成16年4月1日）。</p> <p>9月の「障害者雇用支援月間」（高齢・障害者雇用支援機構主催、厚生労働省後援）を中心とし、優良事業所等の表彰、各種セミナーの開催、好事例募集、月間ポスターの原画募集、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業に対する啓発活動を実施。平成19年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所19社、優秀勤労障害者32人に厚生労働大臣表彰を、障害者雇用優良事業所17社、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人1人、優秀勤労障害者14人に高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰を実施。</p> <p>高齢・障害者雇用支援機構と香川県との共催により、同県高松市において32競技種目に313人の参加選手を得て全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を開催（来場者41,000人）。（平成18年度）</p> <p>障害者の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、「第7回国際アビリンピック」を2007年ユニバーサル技能五輪国際大会（世界で初めて技能五輪国際大会と同時開催）として、静岡県において、34か国・地域から、910人（うち日本からの参加者174人）の参加者を得て開催（来場者数65,900人）。うち技能競技（26種目の職業技能競技と4種目の生活余暇技能競技）には23か国・地域から、技能競技参加選手360人が参加。</p> <p>企業に対する雇用管理のノウハウの情報提供について、高齢・障害者雇用支援機構において、次の事項を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、障害者雇用アドバイザーによる事業主に対する雇用計画・雇用管理に係る雇用相談援助業務（22,007件（平成18年度）、23,579件（平成19年度）、職場定着推進チームの設置勧奨及び育成の指導を実施（指導件数5,732件、平成18年度チーム設置数12,774か所）（指導件数5,923件、平成19年度チーム設置数13,124か所）。また、職場定着推進チーム育成指導に活かすための「職場定着推進マニュアル」を改訂（平成18年度。平成19年度は改訂せず）。 ・ 事業主及び雇用管理担当者等に対して、「雇用促進・雇用計画」、「定着・雇用継続」、「能力発揮・環境整備」に関する各種の講習を実施（平成18年度、全国で348回、参加者23,676人、平成19年度、全国で334回、参加者23,706人）。 また、講習の内容を広く周知する目的で障害者雇用管理等講習資料シリーズ「CSR（企業の社会的責任）と障害者の雇用」（平成18年度）、「精神障害者の障害特性と配慮事項」（平成19年度）を作成。 ・ 5人以上の障害者を雇用する事業所において選任することとされている、障害者職業生活相談員に対する資格認定講習を実施（全国で57回、受講者3,429人）（平成18年度）（全国で61回、受講者3,709人）（平成19年度）。 また、講習用テキストとして「平成18年版 障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（障害者雇用ガイドブック）」、「平成19年度版 障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（障害者雇用ガイドブック）」と視覚障害者にも利用できるCD-ROM版テキストを作成。

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習実施数(全国)</td> <td>55回</td> <td>58回</td> <td>59回</td> <td>57回</td> <td>61回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,888人</td> <td>3,105人</td> <td>3,271人</td> <td>3,429人</td> <td>3,709人</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	講習実施数(全国)	55回	58回	59回	57回	61回	受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																
講習実施数(全国)	55回	58回	59回	57回	61回																
受講者数	2,888人	3,105人	3,271人	3,429人	3,709人																
			<ul style="list-style-type: none"> 事業主を対象とした障害者の職域拡大及び雇用管理に関する報告書・マニュアル等を作成し、事業主及び関係機関等へ配布。 平成16年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発のための実情に関する研究調査」を作成。 平成17年度は、報告書等として「障害者のキャリア形成・在職障害者の能力開発の実情に関する研究調査」を作成。 平成18年度は、報告書として「重度障害者(聴覚障害者)の職域開発に関する研究」「精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究」「重複障害者(盲ろう者)の就業の実情に関する研究調査」「重度障害者雇用事業所における障害者雇用状況に関する調査 精神障害者の採用方針及び雇用管理を中心に」、マニュアルとして「道路貨物運送業における障害者の雇用促進」、コミック版マニュアルとして、「精神障害者と働く」事例集として「内部障害者のための職場改善に関する好事例集」、ビデオ資料として「ともに積み重ねよう障害者雇用のステップ 肢体不自由者の雇用をすすめるために」を作成。 平成19年度は、報告書として「中小企業における障害者の雇用の促進及び安定支援に関する研究調査」、「特例子会社における精神障害者雇用のケーススタディ」等、コミック版マニュアルとして「聴覚障害者とともに働く」、ビデオ資料として「ひとりひとりを大切にー知的障害者の可能性を広げる中小企業ー」等11件の成果物を作成。 障害者雇用事例リファレンスサービスホームページを作成し、障害者雇用モデル事例を提供している。 難病者の就労実態の調査及びその障害状況に応じた雇用管理のあり方に係る調査・研究を行うため、「難病者の雇用管理のための調査研究会」において検討した。また、ここで作成した「難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン」、「難病を理解するために」を全国の関係機関に配布。(平成16年度～平成18年度) 平成18年度は障害者の雇用促進を図るため、発達障害支援センターと連携して、発達障害支援関係者に対する支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害の就労支援を行うための共通基盤を整備する「発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業」を全国4か所で実施。 平成17年度に「発達障害者雇用支援促進マニュアル開発事業」を実施し、「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」を作成。 																		
104	経営者団体においても、障害者雇用についての相談に応じるなど障害者の雇用管理のノウハウの提供が行われることが望まれる。	厚生労働省	精神障害者については、身体障害者や知的障害者に比べて雇用になじめない事業主が多いことから、精神障害者の雇用に関する助言や各種支援策に関する情報提供を行う相談窓口を設置する精神障害者雇用環境整備事業を事業主団体(8団体)に委託して実施。(平成18年度まで)																		
105	障害者の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教育委員会における実雇用率上昇のための取組について検討する。	文部科学省	毎年度の通知にて、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、教員採用選考における身体に障害のある者に配慮し、障害者の採用拡大に向けて取組を進めるよう依頼。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正について(平成15年9月1日)」の通知において、改正法について周知。																		

分野別施策		関係省庁	推進状況					
イ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大	106 国、地方公共団体において障害者雇用の取組を行いやすくするため、より広い職域での雇用が可能となるよう、関係する行政機関等で合算して実雇用率を算定する方式の活用を進める。	厚生労働省	国及び地方公共団体の機関に係る特例の認定について実施。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			国認定件数	1件	0件	2件	0件	0件
			都道府県認定件数	6件	1件	1件	1件	2件
			市町村認定件数	70件	21件	24件	47件	42件
	107 重度障害者多数雇用事業所や特例子会社における障害者雇用の取組を支援するとともに、その蓄積されたノウハウをいかし、障害者の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努める。	厚生労働省	重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			支給件数	21件	20件	34件	31件	44件
			特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成15年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			認定件数	21社	27社	30社	26社	30社
			特例子会社の状況					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			認定件数	21件	27件	30件	26件	30件
			特例子会社数	139社	162社	188社	211社	237社
			特例子会社における雇用障害者数	3,491人	4,186人	4,853人	5,695人	6,650人
			上記の他の取組については、下記の項目番号108～110を参照					
	108 障害者とその能力にふさわしい処遇を受け、労働条件面を含む職業生活の質の向上を図ることができるよう、諸条件の整備に努める。	厚生労働省	障害者の雇用の促進等に関する法律第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。					
			就職後においても、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署との連携も図り、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないように実施。					
	109 重度障害者多数雇用事業所については、今後とも障害者雇用の先駆的な取組を促すべく助成金制度による支援を行う。	厚生労働省	重度障害者等を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、これら障害者のために事業施設等の設置・整備を行う場合に費用の一部を助成する「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を支給。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			支給件数	21件	20件	34件	31件	44件
	110 特例子会社制度を積極的に活用し、グループ内企業に共通する業務の集中処理等による障害者雇用の拡大を図るとともに、グループ企業全体の雇用を促進する。	厚生労働省	特例子会社を有する企業が、関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			認定件数	10件	21件	25件	13件	13件

分野別施策		関係省庁	推進状況											
ウ 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進	111 短時間雇用、在宅就業等の普及は障害者とその能力や特性に応じて働くための機会の増大につながるものであり、必要な支援、環境づくりに取り組む。	厚生労働省	「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行。（平成18年4月）											
	112 直ちにフルタイムで働くことが困難な障害者等を念頭に、短時間雇用のための支援策の充実を図る。	厚生労働省	平成15年4月1日から障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、新たに精神障害者については、1週間の勤務時間が15時間以上20時間未満の労働者についても対象とし、平成18年4月1日からは、1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の労働者についても対象とするよう措置。 精神障害者を対象としたステップアップ雇用奨励金の創設。（平成19年4月）											
	113 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用を推進する。	厚生労働省	「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して、特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立。（平成18年4月施行） ITを活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取り組みを行う全国7か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。 高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成15年度）、「はじめての障害者雇用」（平成16年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成16年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成17年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成18年度）を作成し、全国の関係機関に配付。											
エ ITを活用した雇用の促進	114 障害者の職域の拡大、雇用・就業形態の多様化、職業能力の開発などでITを最大限活用する。	厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構において、障害者職域拡大マニュアル「障害者の在宅就業を促進するために（副題：障害者の在宅就業支援者のためのサポートマニュアル）」（平成15年度）、「はじめての障害者雇用」（平成16年度）、「障害者の在宅就業事例集」（平成16年度）、「在宅勤務障害者雇用管理マニュアル（副題：障害のある人を在宅勤務の形態で雇用する場合）」（平成17年度改訂）、「障害のある人の在宅就業をすすめるために」（平成18年度）を作成し、全国の関係機関に配付。											
	115 就業を可能にする機器やソフトの開発及び普及を行い、就業機会の拡大を図るとともに、障害の部位・特性等に配慮しつつ、IT技術を活用し、障害者がこれらの支援機器等の操作に習熟するための効果的な職業訓練を推進する。	厚生労働省	平成15年度、高齢・障害者雇用支援機構において、民間企業等と共同で高次脳機能障害者の日常生活や就労を支援する支援ソフト「メモリアシスト」を開発。（平成15年度まで） 高齢・障害者雇用支援機構駐在事務所において、就労支援機器の展示（東京駐在事務所のみ）・貸出しを実施。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> <td>（平成18年度）</td> <td>（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td>貸出し先数</td> <td>105事業所</td> <td>94事業所</td> <td>113事業所</td> <td>145事業所</td> <td>144事業所</td> </tr> </table> 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを開発。（平成14年度～平成16年度） 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、開発した認知機能障害者の日常生活や就労を支援する携帯情報端末用のソフトウェアを改良、及び付加機能の開発。（平成17年度～平成19年度） 障害者職業能力開発学校において、平成19年度は、OAシステム、システム設計などのIT技能の付与を図る訓練を16校34コースで実施。		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	貸出し先数	105事業所	94事業所	113事業所	145事業所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）									
貸出し先数	105事業所	94事業所	113事業所	145事業所	144事業所									

分野別施策		関係省庁	推進状況
オ 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化	116 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実を図る。	厚生労働省	<p>ITを活用した障害者の在宅就業の推進を図るため先駆的な取組を行う全国7か所の在宅就業支援団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る「重度障害者在宅就業推進事業」を実施。</p> <p>「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法改正法が施行（平成18年4月）</p> <p>都道府県地域生活支援事業として「重度障害者在宅就業促進特別事業」の実施を可能とした。</p>
カ 障害者の創業・起業等の支援	117 障害者雇用等の社会的意義を踏まえ、国の行う契約の原則である競争性、経済性、公平性等の確保に留意しつつ、官公需における障害者多数雇用事業所等及び障害者雇用率達成状況への配慮の方法について検討する。	全省庁	
	118 自ら創業・起業を行うような挑戦意欲のある障害者を支援するため、その実状や実態に係る調査を実施するなど具体的ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、障害者の創業・起業に必要な資金調達の円滑化に資する施策など必要な方策を検討する。	厚生労働省	<p>低所得世帯、障害者世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより安定した生活が送れるよう各都道府県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度が実施されており、その資金種類の1つとして「更生資金（生業費）」を設けることにより障害者世帯が生業を営むことを支援。</p>
	119 障害者によるNPO等の非営利団体の設立、創業・起業等の活動に対する支援策等を検討する。	厚生労働省	<p>「障害者の在宅就業に関する研究会」報告書（平成16年4月）及び労働政策審議会意見書（平成16年12月）を踏まえ、在宅就業を行う障害者等に仕事を発注した企業に対して特例調整金等を支給する制度を創設する等を内容とする改正障害者雇用促進法改正法が施行。（平成18年4月）</p>
総合的な支援施策の推進	120 障害者の雇用促進を効果的に行うため、障害者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進する。	文部科学省 厚生労働省	<p>高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業」を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。）</p> <p>盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）生徒に対する支援については、養護学校等と連携し、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターによる職業評価の実施、養護学校等における進路相談・指導へのハコワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての養護学校等への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。</p> <p>平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																														
<p>121 障害者総合職業センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが連携し、その特色をいかしつつ、中途障害者も含めた職業リハビリテーションを推進するとともに、医療、福祉、教育等との連携の強化を図る。特に地域障害者職業センターにおいては、社会福祉法人や保健福祉行政機関等と連携して職場適応援助者事業や職業準備訓練等の効果的な実施を図る。</p>	厚生労働省	<p>福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」とハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会及び公共職業安定所を中心に、地域における教育、福祉、医療機関等からなる「障害者雇用連絡会議」を開催。</p> <p>関係機関の連携による就労支援の効果的なあり方を検討するため、「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会」を開催。(平成18年7月～平成19年7月)</p> <p>上記の他の取組については、下記の項目番号121～123を参照</p> <p>地域障害者職業センターやノウハウを有する社会福祉法人等とも連携し、職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を実施。(平成14年度～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,759人</td> <td>2,960人</td> <td>3,050人</td> <td>3,306人</td> <td>3,019人</td> </tr> <tr> <td>支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率</td> <td>81.4%</td> <td>83.0%</td> <td>83.6%</td> <td>84.3%</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域障害者職業センターにおいて実施する職業準備訓練については、ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業訓練、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援する「職業準備支援」を、一人ひとりのニーズに合わせて実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者</td> <td>2,225人</td> <td>2,368人</td> <td>2,335人</td> <td>2,074人</td> <td>1,891人</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人	支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																											
支援対象者	2,759人	2,960人	3,050人	3,306人	3,019人																											
支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率	81.4%	83.0%	83.6%	84.3%	83.9%																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																											
支援対象者	2,225人	2,368人	2,335人	2,074人	1,891人																											
<p>122 障害者職業総合センターにおいて、障害の特性に応じた職業リハビリテーション技法等の研究開発を推進する。</p>	厚生労働省	<p>障害者職業総合センター研究部門における研究開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の職業訓練指導方法に関する研究(平成13年度～平成17年度) ・高次脳機能障害者等の雇用促進及び就業継続に対する支援のあり方に関する研究(平成16年度～平成18年度) ・軽度発達障害青年の学校から職業への移行支援の課題に関する研究(平成15年度～平成17年度) ・職業リハビリテーションにおける課題分析の実務的手法の研究(平成15年度～平成17年度) ・地域における雇用と医療等との連携による障害者の職業生活支援ネットワークの形成に関する総合的研究(平成17年度～平成19年度) ・障害者の多様な就業形態の実態と質的向上等の課題に関する研究(平成17年度～平成18年度) ・知的障害者のパソコン利用支援ツールの開発に関する研究(平成17年度～平成18年度) ・「カスタム化雇用」の効果と我が国への導入可能性に関する研究(平成17年度～平成18年度) ・軽度発達障害者の作業遂行を支援するプログラムの開発に関する研究(平成18年度～平成19年度) ・発達障害者の就労支援の課題に関する研究(平成18年度～) ・職場適応援助者による支援の現状と支援終了後の雇用継続に向けた支援体制のあり方に関する研究(平成18年度～平成19年度) ・ナチュラルサポート形成の過程と手法に関する研究(平成18年度～平成19年度) 																														

分野別施策		関係省庁	推進状況																																										
	123 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・職業リハビリテーションにおける課題分析の活用に関する研究（平成18年度～平成19年度） ・職業的困難度からみた障害程度の評価に関する調査研究（平成18年度～平成19年度） ・EU諸国における障害者雇用にかかる職務遂行条件整備（合理的配慮）に関する研究（平成19年度） ・精神障害者に対する就労支援過程における当事者のニーズと行動の変化に応じた支援技術の開発に関する研究（平成19年度～） ・高次脳機能障害者の就業の継続を可能とする要因に関する研究（平成19年度～） ・視覚障害者の雇用拡大のための支援施策に関する研究（平成19年度～） ・地域関係機関の就労支援を支える情報支援のあり方に関する研究（平成19年度～） ・特別の配慮を必要とする障害者を対象とした、就労支援機関等から事業所への移行段階における就職・復職のための支援技法の開発に関する研究（平成19年度～） ・企業経営に与える障害者雇用の効果等に関する研究（平成19年度～） <p>障害者職業総合センター、職業センターにおいて、実践的な支援技法の開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職精神障害者の職場復帰に関し、復職支援体制を新たに構築する企業との連携による支援プログラムの開発 ・発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法の開発 ・高次脳機能障害者の就労支援に関し、職業生活を維持するための家族支援技法の開発 <p>障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター数</td> <td>45か所</td> <td>79か所</td> <td>90か所</td> <td>110か所</td> <td>135所</td> </tr> <tr> <td>相談・支援件数</td> <td>134,629件</td> <td>244,591件</td> <td>340,380件</td> <td>444,871件</td> <td>525,128件</td> </tr> <tr> <td>（支援対象者数）</td> <td>5,888人</td> <td>12,219人</td> <td>16,332人</td> <td>22,339人</td> <td>30,943人</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>812件</td> <td>1,727件</td> <td>2,575件</td> <td>3,634件</td> <td>4,637件</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	センター数	45か所	79か所	90か所	110か所	135所	相談・支援件数	134,629件	244,591件	340,380件	444,871件	525,128件	（支援対象者数）	5,888人	12,219人	16,332人	22,339人	30,943人	就職件数	812件	1,727件	2,575件	3,634件	4,637件												
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																								
センター数	45か所	79か所	90か所	110か所	135所																																								
相談・支援件数	134,629件	244,591件	340,380件	444,871件	525,128件																																								
（支援対象者数）	5,888人	12,219人	16,332人	22,339人	30,943人																																								
就職件数	812件	1,727件	2,575件	3,634件	4,637件																																								
イ 雇用への移行を進める支援策の充実	124 トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）の活用、授産施設等における支援、盲・聾・養護学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図る。	厚生労働省	各取組については、下記の項目番号125～128を参照																																										
	125 トライアル雇用を更に拡充、実施するとともに、あわせて、短期間の職場適応訓練等を活用しながら、事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進める。	厚生労働省	<p>トライアル雇用の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施人数</td> <td>3,162人</td> <td>4,220人</td> <td>5,954人</td> <td>6,826人</td> <td>7,744人</td> </tr> <tr> <td>終了者</td> <td>2,566人</td> <td>3,909人</td> <td>4,784人</td> <td>6,251人</td> <td>6,678人</td> </tr> <tr> <td>（うち常用雇用移行者）</td> <td>2,081人</td> <td>3,236人</td> <td>3,923人</td> <td>5,187人</td> <td>5,495人</td> </tr> <tr> <td>常用雇用移行率</td> <td>81.1%</td> <td>82.8%</td> <td>82.0%</td> <td>83.0%</td> <td>82.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハローワークによる障害者の就職件数。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職件数</td> <td>32,885件</td> <td>35,871件</td> <td>38,882件</td> <td>43,987件</td> <td>45,565件</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	実施人数	3,162人	4,220人	5,954人	6,826人	7,744人	終了者	2,566人	3,909人	4,784人	6,251人	6,678人	（うち常用雇用移行者）	2,081人	3,236人	3,923人	5,187人	5,495人	常用雇用移行率	81.1%	82.8%	82.0%	83.0%	82.3%		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																								
実施人数	3,162人	4,220人	5,954人	6,826人	7,744人																																								
終了者	2,566人	3,909人	4,784人	6,251人	6,678人																																								
（うち常用雇用移行者）	2,081人	3,236人	3,923人	5,187人	5,495人																																								
常用雇用移行率	81.1%	82.8%	82.0%	83.0%	82.3%																																								
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																								
就職件数	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件																																								
	126 授産施設及び小規模作業所がその本来の機能を十分に果たし、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。	厚生労働省	<p>就業面と生活面での支援を一体的に行うため保健福祉、教育等関係機関と連携した「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。（上記121及び123参照）</p> <p>障害者の円滑な職場適応を支援する職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。（上記121参照）</p>																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																								
<p>127 盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。</p> <p>128 また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を進める。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>警察庁 総務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施。(平成17年度まで)</p> <p>高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)</p> <p>全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)</p> <p>平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業」を47都道府県で実施。(「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。)</p> <p>盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)生徒については、養護学校等と連携し、地域障害者職業センターによる職業評価等の実施、養護学校等における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての養護学校等への情報提供・あっせんの実施、卒業後の職場定着指導の養護学校等と連携して実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。</p> <p>平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。</p> <p>福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設に対し、一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進や就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」とハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う地域障害者就労支援事業を実施。</p> <p>平成17年11月、「資格取得試験等における配慮推進チーム」での検討結果を踏まえ、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項を取りまとめた「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」を「障害者施策推進課長会議」で決定し、各省庁において関係部局に周知するとともに、内閣府のホームページに公表。</p> <p>資格取得試験</p> <p>欠格条項見直しの対象となった63制度のうち、資格取得試験を行っている制度は40制度であり、そのうち資格取得試験の実施にあたり、用意又は試験実施機関へ要請している受験者への配慮の主な内容【制度数】は以下のとおり。なお、現在までに見直しの対象となった資格取得試験を伴う40制度について必要な見直しを終了したところ。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1638 2819 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> </tr> <tr> <td>試験会場、校舎等のバリアフリー化</td> <td>5制度</td> <td>6制度</td> <td>6制度</td> <td>7制度</td> </tr> <tr> <td>試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> </tr> <tr> <td>試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置</td> <td>22制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> </tr> <tr> <td>試験時間の延長</td> <td>21制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> </tr> <tr> <td>実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用</td> <td>19制度</td> <td>20制度</td> <td>20制度</td> <td>21制度</td> </tr> <tr> <td>その他(座席位置の配慮、別室での受験等)</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>31制度</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度	試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度	試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度	試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度	試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度	実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度	その他(座席位置の配慮、別室での受験等)	23制度	24制度	24制度	31制度
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																						
試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度																																						
試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度																																						
試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度																																						
試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度																																						
試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度																																						
実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度																																						
その他(座席位置の配慮、別室での受験等)	23制度	24制度	24制度	31制度																																						

分野別施策		関係省庁	推進状況				
ウ 障害者の職業能力開発の充実	129 多様な職業能力開発資源を活用し、新たに就業を希望する障害者及び在職障害者並びに離職を余儀なくされた障害者の早期再就職を図るための職業訓練を推進する。	法務省	<p>司法試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害者の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、点字による出題・解答、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、答案の代筆、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p> <p>司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定審査においては、その有する知識及び能力について試験を受けることに関して健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ、健常者と同一の条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する措置として拡大鏡の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p>				
	130 障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。	文部科学省	<p>教育・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の受験機会を確保する観点から、大学入試におけるガイドラインである「大学入学者選抜実施要項」において示されている障害者に対する受験上の特別措置の例示を参考に更に配慮するよう規定するとともに、各入試担当者を対象とした説明会において、当該規定の趣旨を説明。 ・ 各大学等において、募集要項に事前相談するよう記載、試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、特定試験会場の設定、介助者の付与等の措置等実施。 ・ 障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るため以下の事項について措置。 <p>国立大学については、各大学の障害者の受入人数等に応じた国立大学法人運営費交付金の措置やエレベータ、スロープ等施設面で整備を支援。</p> <p>私立大学等についても、障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するため補助。</p>				
	131 障害者の職業能力開発については、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れを一層促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するなど障害者の受入体制の整備を図る。	厚生労働省	<p>障害者職業能力開発校（19校）、企業、社会福祉法人、NPO法人、一般の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関等において、障害者の職業訓練を推進。</p> <p>上記の他の取組については、下記の項目番号130～136を参照</p> <p>障害者の職業能力開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、障害者に対する社会の理解と認識を高め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的とする「全国障害者技能競技大会（愛称：アピリンピック）」については、平成18年度は香川県で第29回大会が開催され313名の選手が参加した。</p> <p>障害者の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、「第7回国際アピリンピック」を2007年ユニバーサル技能五輪国際大会（世界で初めて技能五輪国際大会と同時開催）として、静岡県において、34か国・地域から、910人の参加者（うち日本からの参加者174人）を得て開催（来場者数65,900人）。うち技能競技（26種目の職業技能競技と4種目の生活余暇技能競技）には23か国・地域から、技能競技参加選手360人が参加。</p> <p>障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。</p>				
	厚生労働省	<p>（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度）</p> <p>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数</p> <table border="1"> <tr> <td>437人</td> <td>541人</td> <td>630人</td> <td>732人</td> <td>759人</td> </tr> </table>	437人	541人	630人	732人	759人
437人	541人	630人	732人	759人			

分野別施策	関係省庁	推進状況																												
<p>132 一般の公共職業能力訓練開発施設で受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進する。その際、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化など訓練ニーズの多様化に留意するとともに、サービス経済化や情報化の進展、また、除外率制度の縮小に伴う雇用ニーズの動向を踏まえるものとする。</p>	厚生労働省	<p>障害者に対する公共職業訓練の機会が提供されていない地域において、一般の公共職業能力開発校に知的障害者等を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。(平成16年度～)</p> <table border="1" data-bbox="1484 315 2671 399"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設定数</td> <td>15県17コース</td> <td>22県24コース</td> <td>24県26コース</td> <td>25県28コース</td> </tr> </table> <p>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校を設置し職業訓練を実施。</p> <p>障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、変化する雇用ニーズに対応し、職業訓練内容を充実。</p> <table border="1" data-bbox="1484 609 2671 735"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施人数</td> <td>1,895人</td> <td>1,882人</td> <td>1,916人</td> <td>1,944人</td> <td>1,965人</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>63.3%</td> <td>68.7%</td> <td>68.5%</td> <td>66.7%</td> <td>65.7%</td> </tr> </table> <p>大阪障害者職業能力開発校において、精神障害のある人を対象とした訓練コースを設置するとともに、吉備高原障害者職業能力開発校において、発達障害のある人の職業訓練を試行的に実施した。(平成18年度)</p> <p>職業能力開発総合大学校において、発達障害のある人に対する効果的な職業訓練のあり方に関する様々な職業訓練の事例収集・分析・ヒアリング調査等を行い、「発達障害者に対する効果的な職業訓練事例集」(平成18年度)及び「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」(平成19年度)を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布した。</p> <p>高齢・障害者雇用支援機構において、知的障害者に対する新たな職域(ホテルサービス、厨房サービス)での職業訓練に関する報告書を全国の障害者職業能力開発施設等に配布するとともに、職業訓練を試行的に実施した。</p> <p>また、精神障害者に係る職業訓練の成果について取りまとめ、「精神障害者に対する効果的な訓練を実施するために～指導・支援者のためのQ&A～」を作成し、全国の職業能力開発施設等に配布した。(平成17年度)</p>		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人	就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																										
設定数	15県17コース	22県24コース	24県26コース	25県28コース																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																									
実施人数	1,895人	1,882人	1,916人	1,944人	1,965人																									
就職率	63.3%	68.7%	68.5%	66.7%	65.7%																									
<p>133 ITに係る教育訓練ソフトをインターネットを通じて配信し在宅でも随時能力開発ができるようにするための遠隔訓練システムを開発し、公共職業能力開発施設等への通所に制約がある障害者への活用を図る。</p>	厚生労働省	<p>職業能力開発施設への通所が困難な重度障害者等に対して、e-ラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用してIT技能の付与を図るモデル事業を平成16・17年度において実施。</p> <p>平成18年度からは、障害者の状態に応じた多様な委託職業訓練の1コースとしてe-ラーニングコースを開始。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1323 2077 1407"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>22人</td> <td>91人</td> </tr> </table>		(平成16年度)	(平成17年度)	訓練者数	22人	91人																						
	(平成16年度)	(平成17年度)																												
訓練者数	22人	91人																												
<p>134 技術革新に伴う職務内容の多様化等に対応し、職業能力の向上を図るため在宅障害者向け訓練を実施するほか、事業所においても在宅障害者に対する効果的な職業能力開発が行われるよう、関係機関との密接な連携の下に、事業主や障害者に対し相談、援助等の支援を行う。</p>	厚生労働省	<p>障害者職業能力開発校において在職者向け訓練を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1512 2671 1596"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>450人</td> <td>428人</td> <td>398人</td> <td>477人</td> </tr> </table> <p>在宅障害者に対する職業訓練については、訓練コースを計画的に設置しており、平成19年度においては、吉備高原障害者職業能力開発校で職業開発科、兵庫障害者職業能力開発校でOAシステム科を新設するなど、障害のある人及び労働市場のニーズに対応した職業能力開発を実施した。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																									
訓練者数	428人	450人	428人	398人	477人																									
<p>135 障害者が高度なレベルの職業能力を身につけ、その能力にふさわしい処遇を受けることが重要であることから、可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施する。</p>	厚生労働省	<p>企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の状態に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1890 2671 1974"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>訓練者数</td> <td>428人</td> <td>3,110人</td> <td>4,544人</td> <td>4,814人</td> <td>5,349人</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																									
訓練者数	428人	3,110人	4,544人	4,814人	5,349人																									

分野別施策		関係省庁	推進状況
エ 雇用の場における障害者の人権の擁護	<p>136 民間外部講師についても一層積極的に活用し、多様化する訓練ニーズに対応していくものとする。</p> <p>137 企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、適切な措置を講ずる。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>各障害者職業能力開発校において、ITに関連する訓練などで民間外部講師の積極的な活用を図っており、多様化する訓練ニーズに対応。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、障害を理由とする人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、その結果に基づき、援助・調整・説示など事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に人権尊重思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を実施。また、障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレット等の作成・配布などの啓発活動を実施。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第10条に基づき、求人条件に雇用差別等がある場合においては、ハローワークにおいて適正化に関する指導を実施。</p> <p>就職後においても、職場定着指導の他、障害者雇用連絡会議等により、労働基準監督署との連携も図り、障害者が劣悪な労働条件での就労を強いられることのないように実施。</p>
6 保健・医療			
<p>障害の原因となる疾病等の予防・治療</p> <p>ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見</p>	<p>138 障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する。</p> <p>139 妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施について、「健やか親子21」等に基づき推進を図る。</p> <p>140 脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等について、「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」等に基づき推進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>各取組については、下記の項目番号139～146を参照</p> <p>我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。</p> <p>障害の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を実施。</p> <p>幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対し、総合的な健康診査を実施。</p> <p>フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などは、早期に発見し、早期に治療することによって、知的障害などを予防することができるため、新生児を対象とした検査を実施。</p> <p>難聴等の聴覚障害の早期発見を図るため、新生児に対して試行的に聴覚検査などを実施。</p> <p>妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障害を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を実施。</p> <p>「健康日本21」に基づき、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発症を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進しており、平成19年4月の「健康日本21中間評価報告書」を踏まえ、産業界との連携による国民運動の実施、医療保険者による効果的・効率的な健診・保健指導の実施などの更なる生活習慣病対策を推進。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																																							
イ 障害の原因となる疾病等の治療	141 学校、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	厚生労働省 文部科学省	<p>地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。</p> <p>職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事業場では産業医の選任により、50人未満の事業場では地域産業保健センター等により健康相談、指導等を実施し、これらを通じて労働者の健康確保を推進。</p> <p>就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健法に基づき、学校において健康診断を実施。</p>																																							
	142 周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設及び設備の整備を図る。	厚生労働省	<p>リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。</p>																																							
	143 障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による相談指導、訪問指導等の保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。	厚生労働省	<p>幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対する総合的な健康診査の結果に基づいて適当な指導を実施。</p> <p>新生児を対象としたフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などの検査結果に基づき早期治療を実施。</p> <p>市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面に障害等が疑われるものは精密健康審査、事後指導を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月児精密健康診査</td> <td>16,854件</td> <td>17,350件</td> <td>17,152件</td> <td>15,708件</td> <td>13,142件</td> </tr> <tr> <td>3歳児精密健康診査</td> <td>60,371件</td> <td>60,333件</td> <td>60,886件</td> <td>59,661件</td> <td>49,199件</td> </tr> </tbody> </table> <p>保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。</p> <p>保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導等を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成14年度)</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,151,485件</td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>296,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> </tr> </tbody> </table> <p>重症難病患者入院施設確保事業、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業を推進。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件	15,708件	13,142件	3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,886件	59,661件	49,199件		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件	精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																				
1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件	15,708件	13,142件																																					
3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,886件	59,661件	49,199件																																					
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																				
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件																																				
精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件																																				
144 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。	厚生労働省	<p>患者の重篤度に応じた適切な救急医療を受けられるようにするための救急医療体制については、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療機関）及び救命救急医療を担う医療機関（三次救急医療機関）並びに救急医療情報センターからなる救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命救急センター整備数</td> <td>170か所</td> <td>178か所</td> <td>189か所</td> <td>201か所</td> <td>208か所</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリの導入</td> <td>7県</td> <td>7県</td> <td>9県</td> <td>10県</td> <td>13県</td> </tr> <tr> <td>救急医療情報センター</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>42都道府県</td> <td>44都道府県</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	救命救急センター整備数	170か所	178か所	189か所	201か所	208か所	ドクターヘリの導入	7県	7県	9県	10県	13県	救急医療情報センター	42都道府県	42都道府県	42都道府県	42都道府県	44都道府県																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																					
救命救急センター整備数	170か所	178か所	189か所	201か所	208か所																																					
ドクターヘリの導入	7県	7県	9県	10県	13県																																					
救急医療情報センター	42都道府県	42都道府県	42都道府県	42都道府県	44都道府県																																					

分野別施策		関係省庁	推進状況																				
ウ 正しい知識の普及等	145 精神疾患や難治性疾患患者に対する治療及び保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。	厚生労働省	平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所								
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																	
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																		
	146 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、その予防や治療について、国民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図る。	厚生労働省	平成16年3月に策定した「こころのバリアフリー宣言」を踏まえ精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解を促進 <p>難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。</p>																				
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	147 障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害者に対する適切な保健サービスを提供する。特に、小児に対しては、障害に対応した発達を支援する。	厚生労働省	各取組については、下記の項目番号148～156を参照																				
ア 障害の早期発見	148 「健やか親子21」等の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の検診の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底する。	文部科学省 厚生労働省	就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健法に基づき、学校において健康診断を実施。 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。																				
イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション	149 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については適切な医療、医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供拠点の整備及び確保を図る。	法務省 厚生労働省	刑事施設においては、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、運動機能に障害を有する者や長期療養等で運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施。 リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。																				
	150 障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援する。	厚生労働省	在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成18年9月まで) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>平成18年10月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>心身障害児の早期発見、早期療育体制を総合的に整備した心身障害児総合通園センターを設置</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> <td>21か所</td> <td>21か所</td> <td>21か所</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	16か所	21か所	21か所	21か所	21か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																				
箇所数	536か所	578か所	656か所																				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																		
箇所数	16か所	21か所	21か所	21か所	21か所																		

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況												
ウ 障害者に対する適切な保健サービス	151 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、治療のために適切な保健・医療サービス提供の充実を図る。	厚生労働省	<p>自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> </table> <p>障害者自立支援法に基づき、自立支援医療費として、更生医療、育成医療（身体障害を軽減又は除去するための医療）及び精神通院医療（精神疾患に対する継続的な治療）に係る医療費を給付。</p> <p>重症難病患者入院施設確保事業による地域難病医療ネットワークの構築及び、難病患者地域支援対策推進事業により保健所が行う在宅療養支援計画の策定・評価、訪問指導の実施、神経難病患者在宅医療支援事業による専門医の相談支援・派遣体制の整備等を図ることにより、難病患者等に対する適切な保健サービス提供体制を整備。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)									
	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所									
	152 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害及び高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。	厚生労働省	<p>高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度）</p> <p>平成18年度以降は「高次脳機能障害支援モデル」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。</p>												
	153 障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。	厚生労働省	<p>身体に障害のある者（児）又は精神に障害のある者に対して、心身の障害を除去し、又は軽減を目的とした医療について、医療保険各法適用後の自己負担相当分の費用の一部又は全部を、本人又は扶養義務者の所得税課税状況に応じて負担することにより障害者の適切な医療を確保。</p>												
154 障害を有する者の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。	厚生労働省	<p>「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」を開催し検討を行い、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> </table> <p>各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)										
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所										
155 保健所等において、障害児の発達について相談・指導を行う。	厚生労働省	<p>児童相談所では障害相談を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>159,787件</td> <td>157,326件</td> <td>163,597件</td> <td>194,166件</td> <td>177,298件</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)										
相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件										
エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	156 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、医療サービスの提供機関、その内容や評価、各種行政サービス等に関する情報を集約し、障害者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図る。	厚生労働省	<p>精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務等を通じ、情報提供を実施。</p> <p>難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。</p>												

分野別施策		関係省庁	推進状況
精神保健・医療施策の推進	157 一般国民の心の健康づくり対策とともに、精神障害者に対する保健・医療施策を一層推進する。	厚生労働省	<p>「入院医療中心から地域生活中心へ」という「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における基本方針を踏まえ、医療計画の見直し等を通じた精神科医療の質の向上、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画等による障害福祉サービス提供体制の整備などを着実に進めることとしている。</p> <p>各取組については、下記の項目番号158～166を参照</p>
ア 心の健康づくり	158 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	文部科学省	<p>学校の要請により、各診療科の専門医の派遣を行うなど、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う学校・地域保健連携推進事業を実施。</p> <p>学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に対して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立中学校を中心に配置している。</p>
		厚生労働省	<p>地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施している。また、平成16年度より相談の充実に向け、地域精神保健指導者研修事業等を実施。都道府県、指定都市補助事業として「心の健康づくり地域関係者研修」及び「心の健康づくり普及啓発事業」を実施。（平成17年度、平成18年度）</p> <p>職域においては、平成18年4月から一定以上の時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師の面接指導を実施する制度を創設し、この面接指導時に、メンタルヘルス面のチェックを実施。また全国の地域産業保健センターにおいて、労働者などからのメンタルヘルスの相談を実施。</p>
	159 うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じる。また、職場における心の健康づくり体制を整備する。	内閣府 金融庁 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	<p>平成17年9月に自殺対策関係省庁連絡会議を設置して、省庁の枠を超えた自殺予防対策の総合的な取組みを検討し、同年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。</p>
		内閣府	<p>平成18年6月に自殺対策基本法が制定され、同年10月施行された。</p> <p>平成18年11月から、「第1回自殺総合対策会議」の決定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」の策定に当たり、専門家の意見を聴取するため、「自殺総合対策の在り方検討会」が開催され、平成19年4月に報告書が取りまとめられた。同検討会の報告等を踏まえ、同月に開催された「第2回自殺総合対策会議」において、「自殺総合対策大綱素案」が決定され、広く国民の意見を聴取するために公表された。</p> <p>平成19年6月に開催された「第3回自殺総合対策会議」において「自殺総合対策大綱案」が了承され、同月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。</p> <p>「自殺総合対策大綱」に基づく施策の実施状況の評価等を行うため、平成20年1月の「第4回自殺総合対策会議」の決定に基づき、有識者により構成される「自殺対策推進会議」を開催することとし、平成20年2月に「第1回自殺対策推進会議」を開催した。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																						
		厚生労働省	<p>厚生労働科学研究にて自殺の実態解明に関する研究を行っている。</p> <p>保健所、精神保健福祉センター等での相談体制の充実を行っている。</p> <p>自殺予防に向けた正しい理解の普及・啓発を行っている。</p> <p>平成18年10月、国立精神・神経センター精神保健研究所に自殺予防総合対策センターを設置し、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体との連絡調整を行っている。</p> <p>自殺予防対策センターにおいて国立保健医療科学院と共催で地方公共団体の自殺対策担当者に対する研修を行った。</p> <p>平成18年12月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を開催し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する支援のあり方について検討している。</p> <p>職域においては、平成18年3月に労働安全衛生法に基づき策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を行うとともに、指針に基づき事業場に対する指導援助等を実施。また、平成13年に作成した自殺の予防と対応（自殺予防マニュアル）について、平成19年10月に見直しを行い、当該マニュアルの周知・啓発を実施。</p>																						
	160 睡眠障害を有する者のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制を確保する。	厚生労働省	<p>厚生労働科学研究費補助金事業や厚生労働省精神・神経疾患研究委託費により、毎年、睡眠障害に関する研究を実施し、実態把握や治療方法の開発を進めるとともに、精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行っている。</p>																						
	161 児童思春期における心の問題及び心的外傷体験を受けた者の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実を図る。	厚生労働省	<p>虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに対し、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。児童養護施設、児童自立支援施設（心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所している施設）及び乳児院（虐待等の理由により、保護者等に対して心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳児等が10名以上いる施設）に心理療法担当職員を配置した場合の措置費の加算措置を実施。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年3月末)(平成17年3月末)(平成18年3月末)(平成19年3月末)(平成20年3月末)</p> <table border="1"> <tr> <td>心理療法担当職員配置施設数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>265か所</td> <td>292か所</td> <td>329か所</td> <td>373か所</td> <td>411か所</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>9か所</td> <td>12か所</td> <td>17か所</td> <td>36か所</td> <td>40か所</td> </tr> </table> <p>医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健対策専門研修会及びPTSD対策専門研修会を実施。（平成18年度からは、より高度な診断評価・治療の技法などを身につけるため、医師、保健師などを対象にアドバンスコースを設けている。）</p>					心理療法担当職員配置施設数						児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所	乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所
心理療法担当職員配置施設数																									
児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所																				
乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所																				
イ 精神疾患の早期発見・治療	162 精神疾患の早期発見方法の確立及び発見機会の確保・充実を図る。	厚生労働省	<p>政府広報等によって心の健康についての正しい理解について普及・啓発を実施。</p>																						
	163 専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立を推進する。	厚生労働省	<p>地域の保健所や都道府県の精神保健福祉センターや医療機関、社会復帰施設等との連携の下に、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談、保健師による訪問指導等を実施。</p> <p>精神科救急医療システムを整備</p> <p style="text-align: right;">(平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末)</p> <table border="1"> <tr> <td>整備都道府県数</td> <td>46都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> </tr> </table>					整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県												
整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県																				

分野別施策		関係省庁	推進状況
	<p>164 精神医療における人権の確保を図るため、都道府県及び指定都市に対し、精神医療審査会の機能の充実・適正化を促す。</p> <p>165 精神疾患について、患者の病態に応じた適切な医療の提供を確保し患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神病床の機能分化、精神医療に関する情報提供、E B M（根拠に基づく医療）及び安全対策の推進を図る。</p> <p>166 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>法務省 厚生労働省</p>	<p>精神保健福祉法の改正によって、精神医療審査会の合議体を構成する委員を一定条件の範囲内で都道府県の裁量により、定められることとした。</p> <p>厚生労働科学研究費において、精神病床の機能分化や精神医療に関する情報提供について研究を実施。</p> <p>平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。</p>
研究開発の推進	<p>167 最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、障害の原因となる疾病等の病因・病態の解明、予防、治療、再生医療等に関する研究開発を推進する。</p> <p>168 障害の予防、治療、障害者のQOL（生活の質）の向上等を推進するためには、基礎となる技術等の開発が重要であり、最新の知見や技術を活用した研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現化プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのため民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置 ・がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進を目指す「健康フロンティア戦略」による研究の推進 ・画期的な医薬品開発につながる疾患関連タンパク質解析研究の推進 ・大規模治験ネットワークの構築等、国際的に魅力のある治験環境の整備 ・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援 <p>障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまでに行われてきた障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究の成果を踏まえ、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査、周産期医療対策事業等を実施。</p> <p>平成17年度は高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネータマニュアル」を作成。（平成17年度まで）</p> <p>「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。</p> <p>平成18年度は前年度に作成した高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネータマニュアル」を普及させ、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築を推進するため、「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。</p> <p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現化プロジェクト」など、関連の研究を着実に推進。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>169 障害の原因となる先天性又は後天性の疾患の発症の病因・病態の解明並びにその予防、診断及び治療のための研究について推進を図る。特に、近年、急速に研究の進展が期待されるゲノムやプロテオーム技術、画像技術等の先端技術と疫学研究等を総合的に活用して学際的研究開発を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業）において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生医療による脊髄の歩行パターン発生能力と脊髄損傷者の歩行再獲得可能性に関する研究 ・アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究 ・内耳有毛細胞の再生による難聴の治療 <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳波、脳磁場計測装置（MEG）、機能的磁気共鳴装置（fMRI）、磁気刺激を用いた誘発脳波等により高次脳機能障害者の脳メカニズムを明らかにし、高次脳機能障害の診断を可能とするとともに、脳損傷とQOLを直接に結び付けることを念頭においた研究 ・吃音についての脳メカニズムを明らかにするとともに、リハビリテーション方法の開発（平成15年度～） ・座位保持装置の試験評価システムの研究、高位頸髄損傷者の排便動作の自立を支援する座薬挿入動作支援機器の開発、聴覚障害者の自立を支援するビデオ画像による手話のデータベース化及び難病患者の家族支援法の開発（平成15年度～）
<p>170 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、画期的な治療法の開発及び生活の質の改善につながる研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」、「ゲノムネットワーク研究」など、関連の研究を着実に推進。</p> <p>疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのためには民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置 ・がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進を目指す「健康フロンティア戦略」による研究の推進 ・画期的な医薬品開発につながる疾患関連タンパク質解析研究の推進 ・大規模治験ネットワークの構築等国際的に魅力のある治験環境の整備 ・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援 <p>障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。</p> <p>厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、こころの健康科学研究事業）において以下の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網膜血管新生抑制機構の解明とその応用 ・先天性サイトメガロウイルス感染症による聴覚障害の実態調査及び発症予防を目指した基礎的研究 ・内耳プロテオーム解析を応用した外リンパ瘻の新たな診断法の開発・治療指針の作成 <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、視覚障害を引き起こす主疾患である網膜色素変性症の原因遺伝子探索を実施。</p> <p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」など、関連の研究を着実に推進。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況										
	<p>171 障害のある身体機能、感覚器機能、臓器機能等の改善、再生、補完を行うことによって、障害の軽減を図ることが期待できることから、低侵襲手術やコンピューター技術等を活用した外科的治療、筋骨格系の維持や疾病治療等のための再生医療、身体機能や内臓機能の代替・補完等の支援機器に関する研究開発等を推進する。</p> <p>172 脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関し、新たな診断法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。</p> <p>173 「キレる子」、「社会的ひきこもり」など心の健康に関連する問題の予防と対応のため、脳及び精神機能の発達と行動形成過程の解明、教育等の対応手法等に関する研究開発を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>難治性疾患の治療方法の確立を目指した研究を一層推進するとともに、特定疾患治療研究事業及びヒトゲノム再生医療等研究事業を着実に実施し、研究開発を推進。</p> <p>独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>生命工学、情報通信技術等の先端技術を総合的に用いて、身体機能の解析、補助あるいは代替するような新しい医用機器の開発の推進に資するため、厚生労働科学研究費において、「身体機能解析・補助・代替機器開発研究事業」を実施。</p> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、個別の疾病、障害研究のほか、次世代のリハビリテーション技術を見据え、脊髄損傷の根本的な機能回復を目指した再生医療や遺伝子解析などの基礎研究を実施。(平成15年度～)</p> <p>独立行政法人理化学研究所等において、脳の機能解明や精神・神経疾患等に関するメカニズムの研究など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施。</p> <p>独立行政法人理化学研究所等において、脳の発達と行動形成過程のメカニズムに関する研究など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。</p> <p>厚生労働科学研究(こころの健康科学研究事業)において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症の病態診断、治療体制構築のための総合的研究 ・児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究 ・高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動の成果の解明と社会支援システムの構築に関する研究 										
専門職員の養成・確保	<p>174 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、精神保健福祉士及び司法精神医療、児童精神医療等に係る医師、看護師等の養成と適切な配置を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育職員免許法上の「特殊教科の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。(平成16年度～)</p> <p>養成施設については、平成19年度に理学療法士養成施設14校、作業療法士養成施設16校、視能訓練士養成施設3校、言語聴覚士養成施設1校の設立を認可。</p> <p>理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設の設備の補助を実施。</p> <p>理学療法士・作業療法士養成施設の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施。</p>		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)									
参加者数	23人	10人	9人	9人									

分野別施策		関係省庁	推進状況												
			<p>視能訓練士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習講習会とその補助を実施。</p> <p>都道府県及び厚生労働大臣が認めるものを行う「看護職員専門分野研修事業」について、平成18年度に引き続き平成19年度予算を確保。</p> <p>厚生労働科学研究において、小児科若手医師の確保・育成に関する研究を推進。</p> <p>「健やか親子21」において、児童精神医療提供体制の整備のための具体的な取組として、思春期の心の問題に対応できる医師や児童精神科医及びその医療スタッフの育成を盛り込んでいる。</p> <p>様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>精神保健福祉士の登録状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年3月末)</th> <th>(平成17年3月末)</th> <th>(平成18年3月末)</th> <th>(平成19年3月末)</th> <th>(平成20年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>18,321人</td> <td>21,911人</td> <td>25,950人</td> <td>30,326人</td> <td>34,768人</td> </tr> </tbody> </table> <p>国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、言語聴覚士、義肢装具士、視覚障害者生活訓練専門職員、手話通訳士、リハビリテーション体育専門職員の養成を実施。また、国立秩父学園において、知的障害児の保護及び指導の業務に従事する職員その他社会福祉に従事する職員（児童指導員、知的障害者福祉司、社会福祉主事等）の養成を実施。</p> <p>地域精神保健指導者研修事業を実施。（平成16年度～）</p> <p>介護の専門職である介護福祉士や相談援助の専門職である社会福祉士の資質の向上のため、養成機関の教員等に対して、介護教員講習会等を実施。</p> <p>医師・歯科医師の臨床研修について、研修に必要な運営経費、施設整備費の補助、臨床研修指導医養成講習会・歯科医師臨床研修指導医講習会の実施などにより推進。</p> <p>歯科医師の臨床研修の必須化。（平成18年度～）</p> <p>医師の臨床研修の必修化を実施。（平成16年度～）</p>		(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)	登録者数	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人
	(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)										
登録者数	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人										
	175 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するための基礎となる専門職員の資質の向上を図る。	厚生労働省													
	176 医師等の臨床研修及び生涯教育の充実等を図る。	厚生労働省													
7 情報・コミュニケーション															
情報バリアフリー化の推進	177 障害者のリテラシー（情報活用能力）の向上のため、研修・講習会の開催、障害者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するとともに、障害者のIT利用を総合的に支援する拠点の整備を推進する。	総務省	<p>障害者等に最適な利用環境を実現したIT生きがい・ふれあい支援センター施設を整備する地方公共団体等に対する補助を実施し、平成15年度までに8事業を補助。（平成15年度まで）</p> <p>平成16年5月から「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」を開催し、障害のある人がICTを利活用するのにあたり身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう、地域における障害のある人のICT利活用支援体制のモデルの確立について検討を行い、平成17年9月に報告書を公表。（平成17年度まで）</p>												

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
<p>178 障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、ISO/IECガイド71（高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）に基づき、障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS（日本工業規格）化する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成18,19年度に、「高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する研究会」を開催し、平成18年度においては障害のある人がICTを利活用するため、高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその評価・分析を通じて、必要な支援等の在り方を検討し、成果の普及を図っているところ。</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。）において、障害のある子どものニーズに対応した情報コンテンツの充実・普及に資するため、「障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制におけるコンテンツの充実・普及体制に関する実際研究」を平成17年度から実施。</p> <p>各都道府県において指導的立場に立つ教職員等を対象に「情報手段活用による教育的支援指導者研修」を実施し、インターネットを通じて全国の特別支援学校及び都道府県の特別支援教育センター等に配信。</p>																																				
	<p>厚生労働省</p>	<p>障害者社会参加総合推進事業において、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス拠点として障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を23都道府県・政令都市33か所（平成18年度）で実施。（平成18年9月まで）</p> <p>障害者ITサポートセンター運営事業において、障害者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を25都道府県・政令指定都市35か所（平成19年度）で実施。（平成18年10月から）</p>																																				
	<p>経済産業省</p>	<p>「障害者等向け情報システム開発事業」の一環として、高齢者・障害者のパソコン等の利用を促進するため、それを支える中間支援者（サポーター）の養成を目的として開発した「支援技術利用促進プログラム」の普及を図り、より多くの良質なサポーター育成を実施。（平成14年度まで）</p> <p>「電子情報支援技術利用促進プログラム」の普及と障害者のIT利用を支援する技術者の養成に向けた調査研究事業を実施。（平成14年度まで）</p>																																				
	<p>総務省</p>	<p>独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し開発に必要な経費の助成を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1302 2730 1428"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数</td> <td>40件</td> <td>23件</td> <td>25件</td> <td>16件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>9件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> <td>11件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> <p>独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1533 2730 1659"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数</td> <td>17件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> <td>23件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>11件</td> </tr> </tbody> </table> <p>「ネットワーク・ロボット技術に関する調査研究会」報告書（平成15年7月）において提言された、高齢化・医療介護等の社会問題への対応等の貢献が期待されるネットワークロボットの早期実現に向けた実現方策に基づき、平成16年度から5ヶ年計画で国による研究開発を開始し、平成19年度はネットワークロボットの実現に必要な要素技術の開発、検証、改良及び評価を実施。</p> <p>電気通信機器のアクセシビリティについてJIS化を進めるとともに、電気通信アクセシビリティの国際標準化に向けた取組を行った結果、平成19年1月に、電気通信アクセシビリティガイドラインがITU勧告として承認された。（平成16年度～）</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	応募数	40件	23件	25件	16件	18件	助成件数	9件	12件	9件	11件	9件		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	応募数	17件	27件	19件	23件	22件	助成件数	6件	8件	10件	12件	11件
		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																
応募数	40件	23件	25件	16件	18件																																	
助成件数	9件	12件	9件	11件	9件																																	
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																	
応募数	17件	27件	19件	23件	22件																																	
助成件数	6件	8件	10件	12件	11件																																	

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>179 各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、システムの調達に努力する。</p> <p>180 行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>経済産業省</p> <p>各府省</p> <p>各府省</p> <p>内閣府</p> <p>警察庁</p> <p>総務省</p> <p>法務省</p> <p>外務省</p>	<p>「JISX8341-1高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第1部：共通指針」、「JISX8341-2同 第2部：情報処理装置」、「JISX8341-3同 第3部：ウェブコンテンツ」、「JISX8341-4同第4部：電気通信機器」及び、「JISX8341-5同 第5部：事務機器」のJISを制定。(平成17年度まで)これら情報アクセシビリティJISを基にした国際標準化に向けた取り組みを実施。(平成16年度～)</p> <p>平成15年7月に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」が決定した「電子政府構築計画」(平成16年6月一部改定)において、電子政府構築の原則として、ユニバーサルデザイン(だれもが使いやすい設計)の確保を掲げ、障害者、高齢者の使いやすさにも十分配慮されたシステムの導入に努めることを明記。</p> <p>平成18年7月26日に「IT戦略本部」が決定した「重点計画-2006」、平成18年8月31日に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」が決定した「電子政府推進計画」において、各府省は、高齢者や障害のある人を含めてすべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、引き続きホームページなどにおける行政情報の電子的提供の充実に努めることを明記。</p> <p>平成18年2月、日本工業規格(JISX8341-3)に沿った「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」を定めた。</p> <p>国家公安委員会及び警察庁ホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加した。(平成16年度整備)</p> <p>高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステムを平成15年5月公表し、全地方公共団体等に配布。</p> <p>音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。</p> <p>平成16年11月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を取りまとめ、平成17年12月に報告書を公表した。(平成17年度まで)</p> <p>日本司法支援センターのホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大表示」機能を設けている。</p> <p>平成15年3月より、広報動画を配信開始する等、聴覚障害者にも配慮した外務省ホームページを作成(一部の動画は手話付き)。</p> <p>日本語版外務省ホームページについても、平成17年7月にJIS規格に準拠して、障害者が利用しやすいデータ形式に標準化(CSS化)されたトップページに変更した。また、平成19年度末までに過去の掲載分全45,000ファイル(日・英合計)のうち、およそ半数弱に相当する約20,000ファイルのアクセシビリティ向上を行った。なお、新規に作成するHTMLファイルは音声読み上げソフトに対応するなどアクセシビリティに配慮したものとなっている。</p> <p>平成17年度中に、在外公館ホームページのアクセシビリティ向上のため共通テンプレートを導入した。</p> <p>外務省ホームページについて、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするためにフォントを大きくできる機能を設置。また、バリアフリー化も含めた外務省ホームページコンサルタント業務委託を実施。</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況
		財務省	<p>国税庁ホームページについて、日本工業規格(JISX8341-3)に沿ったホームページとなるよう、平成18年3月に「国税庁ウェブサイトガイドライン」を策定し、アクセシビリティに配慮したホームページ製作に努めている。</p>
		文部科学省	<p>文部科学省ホームページは、平成16年3月に大幅なリニューアルを行い、視覚障害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリアフリーにも配慮し、色の区別が付きづらい方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。さらに、PDFファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、htmlファイルで作成が可能なものについては、原則htmlファイルでの公開を行うよう努めている。</p> <p>障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成17年度に行った。</p> <p>文部科学省ホームページは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入するにあわせて、リニューアルを行う。リニューアルに伴うテンプレートおよびデザインの構築にあたっては、JIS X 8341-3:2004 に配慮し、アクセシビリティのさらなる向上を図る。</p>
		厚生労働省	<p>厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成16年3月1日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成17年2月21日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。</p>
		農林水産省	<p>農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成17年度から作成し、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入した新たな農林水産省ホームページの運用を開始した。</p>
		経済産業省	<p>障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成15年10月に策定。</p>
		国土交通省	<p>国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等を対象に、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加。</p>
		環境省	<p>環境省ホームページでは、平成17年2月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを導入した。また、平成18年12月に「環境省ウェブ作成ガイドライン」を策定し、環境省が運営するホームページについて高齢者・障害者に配慮するよう努めている。</p>
		防衛省	<p>PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。また、平成17年12月に防衛省ホームページ(当時防衛庁ホームページ)において、高齢者・障害者等配慮設計指針(JISX8341-3)に沿った見直しを実施。</p>
社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	181 選挙における障害者の投票を容易にする手段として、電子投票の導入を推進する。	総務省	<p>総務省としては、電子投票による選挙の執行に要する経費について特別交付税措置を講じているほか、電子投票の信頼性向上を促進するとともに、電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供している。</p> <p>(平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末)</p> <p>導入地方公共団体数 全国9市町村 全国10市町村 全国10市町村 全国8市町村 全国8市町村</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
	182 障害者のITの利用を促進するため、情報通信機器の取得を支援する施策を推進する。	厚生労働省	<p>障害者社会参加総合推進事業において、情報機器を使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等の購入に要する費用の一部を助成する「障害者情報バリアフリー化支援事業」を実施。(平成18年9月まで)</p> <p>日常生活用具給付等事業において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具(参考例:情報機器の周辺機器及びソフト等)を給付。(平成18年10月から)</p>																								
	183 SOHO(在宅や小規模な事務所での勤務)、テレワーク(情報通信を利用した在宅勤務等)などITの活用による障害者の就業のための取組を推進する。	総務省	<p>テレワークの普及のための実証実験(多くの企業等にテレワークを試行・体験いただく機会の提供や、テレワークの活用による地域活性化等効果の提示・啓発など)やセミナー等による普及啓発活動を総合的に実施。</p>																								
情報提供の充実	184 聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する。	厚生労働省	<p>全都道府県設置に向けて障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知。(平成18年4月1日現在34カ所)</p>																								
	185 放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進する。	総務省	<p>「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」(平成5年法律第54号)に基づき、独立行政法人情報通信研究機構(旧認可法人通信・放送機構)を通じて字幕番組、解説番組、手話番組の制作に対する助成を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕番組助成件数</td> <td>6,919本</td> <td>12,943本</td> <td>10,209本</td> <td>14,651本</td> <td>13,419本</td> </tr> <tr> <td>手話番組助成件数</td> <td>1,748本</td> <td>2,120本</td> <td>1,488本</td> <td>1,353本</td> <td>871本</td> </tr> <tr> <td>解説番組助成件数</td> <td></td> <td></td> <td>27本</td> <td>39本</td> <td>144本</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	字幕番組助成件数	6,919本	12,943本	10,209本	14,651本	13,419本	手話番組助成件数	1,748本	2,120本	1,488本	1,353本	871本	解説番組助成件数			27本	39本	144本
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
	字幕番組助成件数	6,919本	12,943本	10,209本	14,651本	13,419本																					
手話番組助成件数	1,748本	2,120本	1,488本	1,353本	871本																						
解説番組助成件数			27本	39本	144本																						
186 点字図書、字幕付きビデオなど視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。	内閣府	<p>平成18年2月、日本工業規格(JIS X8341-3)に沿った「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」を定めた。</p> <p>障害者白書の概要の点字版を作成。</p> <p>政府の施策を分かりやすくまとめた音声CDを作成し、地方公共団体及び盲人団体施設等へ配布。また、内閣府ホームページの政府広報オンラインにおいてダウンロードサービスを実施。</p> <p>政府の施策を分かりやすくまとめた点字広報誌を作成し、地方公共団体及び盲人団体施設等へ配布。</p>																									
	警察庁	<p>国家公安委員会及び警察庁ホームページに、高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加した。(平成16年度整備)</p>																									
	総務省	<p>高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステムを平成15年5月に公表し、全地方公共団体等に配布。</p> <p>音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。</p>																									

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>平成16年11月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を取りまとめ、平成17年12月に報告書を公表した。（平成17年度まで）</p> <p>法務省 広報ビデオ「被害者とともに」等の字幕版を、移動教室プログラム等において上映するほか、要望に応じて学校等に貸し出すなど積極的に活用しており、耳の不自由な人も利用できるよう措置。また、法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に、字幕付ビデオも併せて作成。</p> <p>"社会を明るくする運動"広報ビデオの作成にあたり、耳の不自由な人も利用できるよう、字幕スーパーを入れたものについて別途マスターテープを用意し、聴覚障害者等への対応を可能なものとした。（平成17年～）</p> <p>日本司法支援センターは、全国地方事務所窓口への来訪困難な障害者・高齢者等に配慮し、コールセンターを設置して電話による法的トラブルに関する情報提供を行っているほか、電話による問い合わせが困難な聴覚障害者等に対しては、メールによる情報提供を行っている。</p> <p>また、同支援センターでは、高齢者や弱視等の視覚障害のある利用者に配慮し、よくある法的トラブルを例示したり読みやすい文字を使用したパンフレットを作成している。</p> <p>外務省 平成15年3月より、広報動画を配信開始する等、聴覚障害者にも配慮した外務省ホームページを作成（一部の動画は手話付き）。</p> <p>日本語版外務省ホームページについても、平成17年7月にJIS規格に準拠して、障害者が利用しやすいデータ形式に標準化（CSS化）されたトップページに変更した。また、平成19年度末までに過去の掲載分全45,000ファイル（日・英合計）のうち、およそ半数弱に相当する約20,000ファイルのアクセシビリティ向上を行った。なお、新規に作成するHTMLファイルは音声読み上げソフトに対応するなどアクセシビリティに配慮したものとなっている。</p> <p>平成17年度中に、在外公館ホームページのアクセシビリティ向上のため共通テンプレートを導入した。</p> <p>外務省ホームページについて、弱視の方もトップページに掲載している資料のタイトルや説明書きが読めるようにするためにフォントを大きくできる機能を設置。また、バリアフリー化も含めた外務省ホームページコンサルタント業務委託を実施。</p> <p>財務省 国税庁では、点字広報誌を作成し、盲学校及び点字図書館に配付。租税教育用ビデオの字幕版を制作し、視覚障害者に対して貸出しを実施。</p> <p>文部科学省 文部科学省ホームページは、平成16年3月に大幅なリニューアルを行い、視覚障害を持つ方でも使いやすいデザインを導入している。各ページの制作にあたっては、実際に音声読み上げブラウザを使用し、意味の通じない記号や略語は避けるなど、耳で聞いても分かりやすいページ作りを進めるようにしている。また、カラーバリアフリーにも配慮し、色の区別がつかない方でも問題なく閲覧できるカラーでページを作るよう注意している。さらに、PDFファイルのみでの掲載は可能な限り避ける様にし、htmlファイルで作成が可能なものについては、原則htmlファイルでの公開を行うよう努めている。</p> <p>障害者や高齢者などの方が利用しやすいように、「音声読み上げ」機能等を備えたアクセシビリティ支援ツールの導入を平成17年度に行った。</p> <p>文部科学省ホームページは、平成21年1月コンテンツ・マネジメントシステムを導入するにあわせて、リニューアルを行う予定である。リニューアルに伴うテンプレートおよびデザインの構築にあたっては、JIS X 8341-3:2004</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
187 字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る。	<p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>環境省</p> <p>防衛省</p> <p>文部科学省</p>	<p>に配慮し、アクセシビリティのさらなる向上を図る。</p> <p>点字図書や録音図書を製作し、視覚障害者に対して貸出しを実施。日々の新聞ニュースを点字データ等によりインターネット配信。点字を判読できない視覚障害者に対し、録音広報を提供。テレビ番組に手話や字幕を挿入したビデオを製作し、聴覚障害者に対して貸出しを実施。</p> <p>厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、平成16年3月1日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を実施。さらに、平成17年2月21日から視覚障害者向けに「点字ファイルダウンロードサービス」の提供を実施。</p> <p>カセットテープ・点字図書・大活字本等による情報提供（平成8年度～） 月刊テープ雑誌「声の食生活情報」、音声版食品解説「声のア・ラ・カルト」、Q&A「耳知識 食と生活」、「指で読む食生活文庫」、料理手引書等の作成及び点字図書館等への配布。（平成18年度まで）</p> <p>障害者の食生活に関する調査を実施。（食生活情報の満足度、「食事バランスガイド」の活用・理解度に関するアンケート調査（平成19年度））</p> <p>買物・外食の際のサポートマニュアルの作成及びサポート体制の推進。（平成18年度まで）</p> <p>障害者が自立した食生活を営むため、平成14年度に作成したユニバーサルデザインガイドブックの配布及び関連サービスなどの情報を提供。（平成18年度まで）</p> <p>障害者を対象に、「食事バランスガイド」の内容や食事への活用方法について、音声、点字、大活字などによる情報提供を実施。（平成19年度）</p> <p>農林水産省ホームページについて、高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを平成17年度から作成し、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した新たな農林水産省ホームページの運用を開始した。</p> <p>障害のある利用者を含むすべての利用者が提供情報やサービスに平等にアクセスできるよう、提供情報やサービスの様々な形式への変換等が適切に行えるよう配慮することを定めた「経済産業省ウェブサイトスタイルガイドライン」を平成15年10月に策定。</p> <p>国土交通省ホームページに、高齢者や弱視障害者等を対象に、「音声読み上げ・文字拡大」機能を追加。</p> <p>環境省ホームページでは、平成17年2月に「音声読み上げ・文字拡大」ソフトを導入した。また、平成18年12月に「環境省ウェブ作成ガイドライン」を策定し、環境省が運営するホームページについて高齢者・障害者に配慮するよう努めている。</p> <p>PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。また、平成17年12月に防衛省ホームページ（当時防衛庁のホームページ）において、高齢者・障害者等配慮設計指針（JIS X 8341-3）に沿った見直しを実施。</p> <p>社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおける字幕付きビデオに関するライブラリー事業が適切かつ円滑に促進されるよう、必要に応じ助言。</p>

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																																																																														
コミュニケーション支援体制の充実	188 コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化を推進する。	厚生労働省	<p>手話奉仕員等の指導を行う手話通訳指導者を養成。</p> <p>地域生活支援事業において、手話奉仕員、要約筆記奉仕員及び手話通訳者等を養成。</p> <p>都道府県及び市町村において、以下の事業をそれぞれ実施。 (平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。)</p> <p>(1) 都道府県事業(以下の数値は各事業の実施都道府県・政令都市数) (平成18年9月まで:障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数) (平成18年10月から:都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話奉仕員の養成研修を行う事業</td> <td>41か所</td> <td>38か所</td> <td>35か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業</td> <td>59か所</td> <td>59か所</td> <td>60か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>46か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(手話奉仕員の養成研修を行う事業及び要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業は、平成18年度から奉仕員養成研修事業に変更。)</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者養成研修事業</td> <td>58か所</td> <td>58か所</td> <td>60か所</td> <td>45か所</td> <td>45か所</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者通訳・介助員養成研修事業</td> <td>34か所</td> <td>36か所</td> <td>39か所</td> <td>27か所</td> <td>32か所</td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員を派遣する事業</td> <td>30か所</td> <td>29か所</td> <td>22か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員を派遣する事業</td> <td>55か所</td> <td>56か所</td> <td>54か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11か所</td> <td>10か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(手話奉仕員を派遣する事業、要約筆記奉仕員を派遣する事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村事業(以下の数値は各事業の実施市町村数) (平成18年9月まで:障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数) (平成18年10月から:市町村地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話奉仕員の派遣事業</td> <td>305か所</td> <td>295か所</td> <td>283か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話奉仕員の養成事業</td> <td>409か所</td> <td>420か所</td> <td>423か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員の派遣事業</td> <td>151か所</td> <td>177か所</td> <td>180か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要約筆記奉仕員の養成事業</td> <td>167か所</td> <td>182か所</td> <td>176か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣事業</td> <td>119か所</td> <td>225か所</td> <td>252か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,112か所</td> <td>1,317か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(手話奉仕員の派遣事業、要約筆記奉仕員の派遣事業及び手話通訳派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)</td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>417か所</td> <td>561か所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(手話奉仕員の養成事業及び要約筆記奉仕員の養成事業は、平成18年10月から奉仕員養成研修事業に変更。)</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	手話奉仕員の養成研修を行う事業	41か所	38か所	35か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業	59か所	59か所	60か所(平成18年9月まで)			奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)				46か所	47か所	(手話奉仕員の養成研修を行う事業及び要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業は、平成18年度から奉仕員養成研修事業に変更。)						手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所	盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所	手話奉仕員を派遣する事業	30か所	29か所	22か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員を派遣する事業	55か所	56か所	54か所(平成18年9月まで)			コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				11か所	10か所	(手話奉仕員を派遣する事業、要約筆記奉仕員を派遣する事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)							(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	手話奉仕員の派遣事業	305か所	295か所	283か所(平成18年9月まで)			手話奉仕員の養成事業	409か所	420か所	423か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員の派遣事業	151か所	177か所	180か所(平成18年9月まで)			要約筆記奉仕員の養成事業	167か所	182か所	176か所(平成18年9月まで)			手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所(平成18年9月まで)			コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				1,112か所	1,317か所	(手話奉仕員の派遣事業、要約筆記奉仕員の派遣事業及び手話通訳派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)						奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)				417か所	561か所	(手話奉仕員の養成事業及び要約筆記奉仕員の養成事業は、平成18年10月から奉仕員養成研修事業に変更。)					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																												
手話奉仕員の養成研修を行う事業	41か所	38か所	35か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業	59か所	59か所	60か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)				46か所	47か所																																																																																																																												
(手話奉仕員の養成研修を行う事業及び要約筆記奉仕員の養成・研修を行う事業は、平成18年度から奉仕員養成研修事業に変更。)																																																																																																																																	
手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所																																																																																																																												
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所																																																																																																																												
手話奉仕員を派遣する事業	30か所	29か所	22か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
要約筆記奉仕員を派遣する事業	55か所	56か所	54か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				11か所	10か所																																																																																																																												
(手話奉仕員を派遣する事業、要約筆記奉仕員を派遣する事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)																																																																																																																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																												
手話奉仕員の派遣事業	305か所	295か所	283か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
手話奉仕員の養成事業	409か所	420か所	423か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
要約筆記奉仕員の派遣事業	151か所	177か所	180か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
要約筆記奉仕員の養成事業	167か所	182か所	176か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所(平成18年9月まで)																																																																																																																														
コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				1,112か所	1,317か所																																																																																																																												
(手話奉仕員の派遣事業、要約筆記奉仕員の派遣事業及び手話通訳派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション事業に変更。)																																																																																																																																	
奉仕員養成研修事業(平成18年10月から)				417か所	561か所																																																																																																																												
(手話奉仕員の養成事業及び要約筆記奉仕員の養成事業は、平成18年10月から奉仕員養成研修事業に変更。)																																																																																																																																	
	189 各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する。	警察庁	<p>手話ができる警察官等を配置した「手話交番」を開設するなどし、聴覚障害者からの各種届け出、相談等に適切に対応。平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付し窓口対応職員等への障害をもつ人に関する理解を促進。</p>																																																																																																																														

分野別施策		関係省庁	推進状況
8. 国際協力			
国際協力等の推進	190 ネットワークづくりや推進体制の整備により、リハビリテーション等の技術交流、情報の交換、技術指導者の養成等の国際協力を一層推進する。特に、アジア太平洋地域における国際協力を積極的に取り組む。	外務省	<p>研修コース</p> <p>・ 集団研修</p> <p>(平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度)</p> <p>職業リハビリテーションと障害者の就労コース 8か国 8名 8か国 10名 8か国 9名 7か国 7名 10か国 10名</p> <p>障害者リーダーコース 9か国 10名 10か国 10名 8か国 9名 7か国 7名 10か国 10名</p> <p>平成18年度より「障害者リーダー育成コース」に名称変更</p> <p>補装具製作技術 4か国 4名 4か国 4名 4か国 4名 2か国 2名 4か国 4名</p> <p>知的障害福祉 8か国 11名 6か国 10名 8か国 8名 7か国 8名 8か国 8名</p> <p>平成19年度より「地域活動としての知的障害者支援」に名称変更</p> <p>障害者スポーツ指導者 9か国 12名 10か国 10名 (平成16年度まで)</p> <p>精神科チーム医療指導者研修 9か国 9名 9か国 9名 (平成16年度まで)</p> <p>喉頭摘出者のための食道発声指導員養成 3か国 5名 (平成15年度まで)</p> <p>(アジア)</p> <p>聾者のための指導者 8か国 8名 8か国 8名 7か国 8名 8か国 8名 9か国 9名</p> <p>視覚障害者用支援技術 7か国 7名 (平成15年度まで)</p> <p>(アジア・太平洋地域限定)</p> <p>セルフ事業による障害者自立 5か国 8名 6か国 6名 5か国 6名 (平成17年度まで)</p> <p>視覚障害者自立支援のためのマッサージ指導者育成研修</p> <p>(アジア・太平洋) 8か国 8名 8か国 10名 3か国 3名 1か国 1名 4か国 5名</p> <p>障害者スポーツを通じた社会統合 11か国11名 9か国 9名 10か国 11名</p> <p>平成19年度より「障害者スポーツを通じた社会参加」に名称変更</p> <p>医療技術スタッフ練成 9か国13名 11か国 14名 8か国 10名</p> <p>平成19年度より「医療技術スタッフ練成」に名称変更</p> <p>高級事務レベル社会福祉行政研修 (ASEAN)(平成19年度～) 8か国 10名</p> <p>・ 個別研修</p> <p>(平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度)</p> <p>アゼルバイジャン「新しいリハビリ技術」 4名 (平成15年度まで)</p> <p>(カウンターパート研修)</p> <p>カンボジア「社会福祉行政」(国別特設) 5名(平成15年度まで)</p> <p>マレーシア「知的障害児・者支援プログラム」 6名 6名 (平成16年度まで)</p> <p>(国別特設)</p> <p>日系研修員受入れ 4か国 7名 2か国2名 2か国2名 - 1か国2名</p> <p>南部アフリカ地域障害者の地位向上(地域) 8か国 9名 9か国 10名 10か国 11名 10か国 10名 3か国5名</p> <p>平成19年度より「アフリカ地域障害者の地位向上(地域)」に名称変更</p> <p>シリア「CBR障害者リーダー研修」(国別) 2名 (平成16年度のみ)</p> <p>ラオス「社会的弱者支援」(国別) 1名 (平成16年度のみ)</p> <p>マレーシア「CBRワーカー支援プログラム」(国別) 6名 6名 6名</p> <p>大洋州地域障害者福祉人材育成(地域) 6か国 8名 5か国10名</p> <p>平成19年度より「大洋州地域障害者福祉人材育成(地域)」に名称変更</p> <p>中東地域CBR事業促進(地域)(平成19年度～) 3か国 6名</p> <p>南米地域障害児教育(地域)(平成19年度～) 3か国11名</p>

分野別施策		関係省庁	推進状況					
			技術協力プロジェクト (平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度)					
			チリ国立身体障害者リハビリテーションプロジェクト(平成17年度まで)					
			専門家派遣	9名	9名	3名		
			研修員受入れ	3名	4名	3名		
			機材供与	1,748万円	1,690万円	522万円		
			中国リハビリテーション専門職養成プロジェクト					
			専門家派遣	11名	17名	11名	15名	4名
			研修員受入れ	2名	5名	2名	2名	7名
			機材供与	2,692万円	2,261万円	4,491万円	-	-
			アジア太平洋障害者センター					
			専門家派遣	14名	16名	11名	11名	11名
			研修員受入れ	20名	6名	5名	6名	-
			機材供与	750万円	75万円	-	-	-
			インドネシア国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化					
			専門家派遣				1名(平成17年度のみ)	
			研修員受入				-	
			機材供与					
			ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者等に対するリハビリテーション技術の向上					
			専門家派遣				1名(平成17年度のみ)	
			研修員受入				-	
			機材供与				-	
			マレーシア障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画					
			専門家派遣			4名	6名	7名
			研修員受入			3名	4名	-
			機材供与			-	-	-
			ルワンダ障害をもつ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練					
			専門家派遣			1名	1名	1名
			研修員受入			-	-	-
			機材供与			-	-	-
			ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷被災者支援フェーズ2					
			専門家派遣				1名	-
			研修員受入				-	-
			機材供与				-	-
			アフガニスタン 特殊教育強化プロジェクト					
			専門家派遣				2名	3名
			研修員受入				1名	-
			機材供与				57万円	-

分野別施策	関係省庁	推進状況				
						(平成18年度)(平成19年度)
		エジプト 地域開発活動としての障害者支援				
		専門家派遣				2名 1名
		研修員受入				- -
		機材供与				- -
		コスタリカ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト				
		専門家派遣				1名 8名
		研修員受入				5名 5名
		機材供与				622万円 479万円
		ミャンマー 社会福祉行政官育成プロジェクト				
		専門家派遣				- 1名
		研修員受入				5名 -
		機材供与				- -
		キルギス 障害者の社会進出促進				
		専門家派遣				- 2名
		研修員受入				- -
		機材供与				- -
		個別専門家派遣				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度) (平成19年度)
		派遣人数	5名	6名	4名	3名 5名
		抛出等				
		・ 途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度) (平成19年度)
		草の根・人間の安全保障 無償資金協力	21件、約1.2億円	60件、約4.5億円	48件、約3.7億円	30件、約2.3億円 42件、約3.4億円
		・ 途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対する支援を実施。				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度) (平成19年度)
		日本NGO支援無償資金協力	1件 6,410千円	2件 16,719千円	3件約25,369千円	1件 19,811千円 4件 40,238千円
		NGO事業補助金	2件 909千円	-	-	2件 1,188千円 -
		平成19年度より「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更				
		・ 国連障害者基金に対し平成19年度は6,580千円(56,729米ドル)を抛出。				

分野別施策		関係省庁	推進状況												
	191 国際協力に当たっては、相手国の実態やニーズを十分把握するとともに、援助を受ける国の文化を尊重し、その国のニーズに応じ柔軟に対応する。	外務省	<p>平成15年8月政府開発援助大綱（ODA大綱）を改定し、その中で「ODA政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。また、平成17年2月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及している。それを受け、我が国は相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、主要な被援助国について我が国の援助政策を踏まえつつ、真に必要な援助需要を反映した重点が明確な国別援助計画を策定。</p> <p>上記大綱において、貧困削減を重点課題の一つとして取り上げ、中でも「教育や保健医療・福祉、水と衛生」といった社会開発分野を重視するとともに、経済の持続的成長、雇用の増加、生活の質の改善のための協力も重視。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年）</th> <th>（平成16年）</th> <th>（平成17年）</th> <th>（平成18年）</th> <th>（平成19年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア</td> <td>18.8%</td> <td>23.8%</td> <td>20.0%</td> <td>22.4%</td> <td>27.1%</td> </tr> </tbody> </table>		（平成15年）	（平成16年）	（平成17年）	（平成18年）	（平成19年）	我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア	18.8%	23.8%	20.0%	22.4%	27.1%
	（平成15年）	（平成16年）	（平成17年）	（平成18年）	（平成19年）										
我が国二国間援助における社会開発分野への援助のシェア	18.8%	23.8%	20.0%	22.4%	27.1%										
障害者問題に関する国際的な取組への参加	192 国連や各種の国際的な非政府機関における障害者問題についての条約や行動計画、ガイドラインの作成等の取組等に積極的に参加する。	<p>全省庁</p> <p>外務省</p>	<p>「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「障害者権利条約に係る対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。</p> <p>国連総会、ESCAP等での障害者問題に関する議論に参加。</p> <p>障害者権利条約作成作業に積極的に参加。その際、障害者NGOとの意見交換を緊密に行うとともに、政府代表団員にNGOを追加。平成19年9月に同条約に署名。</p>												
情報の提供・収集	193 我が国の国内施策を諸外国へ紹介するとともに、各国の施策の現状に関する情報の収集、提供等に努める。	<p>内閣府</p> <p>文部科学省</p>	<p>障害者白書概要版の英語版や改正障害者基本法の英語版を作成するとともに、各国の法制度等の情報を収集。</p> <p>内閣府のホームページにおいて、障害者基本法や障害者基本計画等の英語版を掲載。</p> <p>障害のある子どもの教育に関する専門家を対象とした「OECD諸国における障害のある児童生徒の教育に関する日本 - OECD国際ワークショップ」を開催し（平成17年3月2～4日）、我が国における障害のある子どもの教育を紹介するとともに、各国の状況について意見交換を実施。</p> <p>アジア・太平洋及びオセアニア地域の国々の特殊教育の発展と教育の向上に資することを目的に、特殊教育専門家を招聘し特殊教育に関するセミナーを日本ユネスコ国内委員会及び国立特殊教育総合研究所の主催により毎年度実施している。平成18年度は「子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について」をテーマとして開催。（平成18年12月・横浜市）</p> <p>国立特殊教育総合研究所において、国内外の特殊教育のトピックス等をまとめた「NISE Newsletter」やアジア太平洋特別支援教育セミナーの各国レポートをまとめた「特別支援教育ジャーナル」を刊行し、関係国、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。</p> <p>国立特殊教育総合研究所において、諸外国の特殊教育事情等を紹介する「世界の特殊教育」を刊行し、各都道府県等に配布するとともに、研究所ホームページに掲載。</p>												

分野別施策		関係省庁	推進状況
障害者等の国際交流の支援	194 障害者問題に関する国際的な取組等に貢献する観点から、障害者団体等による国際交流を支援する。	内閣府 厚生労働省	我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上と相互のネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年案連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。 平成19年度に開催された国際スポーツ大会への選手及び役員派遣に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。

注：計画中、「災害弱者」という表現は、現在「災害時要援護者」に改められている。

また、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」は「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と統合・拡充して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となっている。